

平成21年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（3月12日）

1. 開 会	4
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
1. 日程第2 会期の決定	4
1. 日程第3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	4
1. 日程第4 諸般の報告	6
1. 日程第5 町長の施政方針説明	8

第2日（3月13日）

1. 日程第1 議案第 4 号	25
1. 日程第2 議案第 5 号	28
1. 日程第3 議案第 7 号	34
1. 日程第4 議案第 8 号	35
1. 日程第5 議案第 9 号	36
1. 日程第6 議案第 10 号	38
1. 日程第7 議案第 24 号	40
1. 日程第8 議案第 11 号	42
1. 日程第9 議案第 12 号	44
1. 日程第10 議案第 13 号	46
1. 日程第11 議案第 14 号	47
1. 日程第12 議案第 15 号	48
1. 日程第13 議案第 25 号	50
1. 日程第14 議案第 26 号	52
1. 日程第15 質問第 1 号	53
1. 日程第16 質問第 2 号	54
1. 日程第17 議案第 6 号	54
1. 日程第18 議案第 16 号	58
1. 日程第19 議案第 17 号	59
1. 日程第20 議案第 18 号	60

1. 日程第21	議案第19号	61
1. 日程第22	議案第20号	62
1. 日程第23	議案第21号	62
1. 日程第24	議案第22号	63
1. 日程第25	議案第23号	64
1. 日程第26	特別委員会設置及び委員の選任について	65

第3日（3月18日）

1. 日程第1	一般質問	70
	林 隆寿君	70
	喜山 康三君	80
	川村 武俊君	96
	喜村 政吉君	106

第4日（3月23日）

1. 日程第1	議案第27号	123
1. 日程第2	議案第28号	124
1. 日程第3	議案の委員長報告及び討論採決 議案第6号・議案第16号・議案第17号・議案第18号 議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号 議案第23号（予算審査特別委員長）	125
1. 日程第4	陳情の委員長報告及び討論採決 陳情第1号（総務厚生常任委員長）	130
	131	
1. 追加日程第1	発議第1号	132
1. 日程第5	閉会中の継続審査、調査申し出について	133
1. 閉 会		134

平成21年 第1回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
3	12	木	本会議【開会】・委員会(総務厚生、文教経済)
	13	金	本会議【議案審議】・委員会(予算審査特別)
	14	土	休会
	15	日	休会
	16	月	委員会(予算審査特別)
	17	火	委員会(総務厚生、予算審査特別)
	18	水	本会議【一般質問】
	19	木	委員会(議員定数等調査特別)
	20	金	休会
	21	土	休会
	22	日	休会
	23	月	本会議【閉会】・委員会(総務厚生、予算審査特別)

平成 21 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 21 年 3 月 12 日

平成21年第1回与論町議会定例会会議録
平成21年3月12日（木曜日）午後2時10分開会

1. 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第4 諸般の報告
- 第5 町長の施政方針説明

2. 出席議員（12人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3. 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（15人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 沖 吉 明 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
清掃センター所長 杉 田 恵 孝 君	産業振興課長 池 田 一 郎 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建 設 課 長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君
与論こども園長 林 健 君	茶花保育所長 岩 山 秀 子 君
那間こども園長 高 田 りえ子 君	

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 徳 君

開会 午後2時10分

-----○-----

○議長（町田末吉君） ただいまから平成21年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、川村武俊君、6番、本畠敏雄君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの12日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（町田末吉君） 日程第3、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6名、市議会議員区分6名、町村長区分4名、町村議会議員区分4名から構成されています。

今回、町村議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（町田末吉君） ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定によって、立会人に1番、川村武俊君及び2番、林隆寿君を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿の配布]

○議長（町田末吉君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

[「配布漏れなし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

投票は、単記無記名でお願いします。

[投票用紙の配布]

○議長（町田末吉君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「配布漏れなし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱の点検]

○議長（町田末吉君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次に投票願います。

事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） 1番川村武俊君、2番林隆寿君、3番供利泰伸君、4番福地元一郎君、5番喜山康三君、6番本畠敏雄君、7番坂元克英君、8番喜村政吉君、9番野口靖夫君、10番麓才良君、11番大田英勝君、12番町田末吉君。

[投票]

○議長（町田末吉君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、川村武俊君、及び2番、林隆寿君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（町田末吉君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

住田克幸君 3票

広田 勉君 9票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開場]

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時33分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第4 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第4、次は諸般の報告であります。報告事項につきましては、印刷して配布してありますが、その概要につきましては事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） この際、諸般の報告を申し上げます。

まずははじめに、平成21年1月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、その写し（一部の写し）を配布してあります。

次に、平成20年第4回定例会において採択されました、汚染米事件の徹底解明

を求める意見書、名瀬測候所の継続を求める意見書、与論中学校特別支援学級卒業生が、平成22年度から与論高校において特別支援教育を受けることができるようすることを求める意見書、WTO農業交渉に関する意見書については、内閣総理大臣ほか関係機関にそれぞれ提出しております。

次に、閉会中における町外出張活動の状況は以下のとおりであります。

12月18日から12月22日まで、奄美群島振興開発特別措置法の延長等に係る国への要望活動を、町田議長が東京の方で行っております。旅費の方は郡の議長会からの出費でありました。

それから、1月27日から1月31日までは、県町村議会議長会理事会、議員研修会、県議会議員との意見交換会及び所管事務調査を行っております。鹿児島市及び宮崎市で実施いたしました。

それから、1月28日から1月31日までですけれども、こちらの方は議員研修会、県議会議員との意見交換会、所管事務調査を総務厚生常任委員会と文教経済常任委員会の合同の調査ということで、鹿児島市及び宮崎市の方で合計、町田議長を含めまして11人の議員さんと、それから私、事務局長と林書記が参加いたしました。

それから、2月3日から5日にかけてですけれども、町田議長が東京の方で全国離島振興市町村議会議長会・理事会及び定期総会に出席しております。

それから、2月13日から2月19日までですけれども、奄美群島振興開発特別措置法の延長に関する意見交換会、それから正副議長研修会、市町村長・議会議長合同会、消防広域化に関する説明会、奄美群島広域事務組合議会定例会、奄美地域保健医療福祉協議会、市町村議会議長会、その他の要望活動ということで、奄美市の方に町田議長が出席をしております。

それから、2月17日から18日にかけましては、正副議長研修会ということで大田副議長と私が奄美市の方に出張いたしました。

それから、2月21日から22日にかけましては、伊仙町の方に自民党奄美振興委員会の委員長に就任されました森山裕衆議院議員、そして徳田毅事務局長の就任祝賀会ということで、大田副議長が出席をしております。

2月23日から25日にかけましては、鹿児島市の方で県の町村議会議長会の定期総会がございました。私が出席をいたしておりますが、町田議長の方は、26日まで県の町村議会議長会の定期総会のほかに、県市町村総合事務組合の議会定例会もございまして、出張をいたしております。

次に、議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に徹していただき、第90号を印刷配布しておりますが、御協力いただきました全議員の皆様に感

謝申し上げ、報告といたします。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 町長の施政方針の説明

○議長（町田末吉君） 日程第5、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。

平成21年第1回与論町議会定例会の開催にあたりまして、町政運営についての所信を明らかにいたしますとともに、平成21年度予算の概要及び主要施策の説明を申し上げます。

1、町政運営の所信。

国は平成21年度地方財政計画の中で、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税を1兆円増額することとしています。このことを踏まえ、本町としても昨年度より地方交付税2.7%増を見込むものとし、町民福祉の向上に邁進してまいります。また、このような方針を踏まえた上で、平成21年度は「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」の実現に向け、第4次与論町総合振興計画第3期実施計画の2年度目に当たることから、「オンリーワンの人づくり」、「オンリーワンの産業づくり」、「オンリーワンのまちづくり」の3つの島づくりの方向性に沿って、基本計画に示した各種の施策や事業を実施するとともに、6つの戦略プロジェクトを積極的かつ着実に推進してまいります。

2、予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要。

はじめに、平成21年度の予算編成の大綱について申し上げます。

1、国の予算について。

国の平成21年度地方財政計画の概要は、次のような基本的考え方により編成されております。

- (1) 生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税を1兆円増額
- (2) 平成21年度における財政不足10兆4,664億円の補填
- (3) 地方交付税対前年度比2.7%増額、臨時財政対策債対前年比81.7%増額
- (4) 地方税・地方譲与税対前年度比3兆5,252億円の減額
- (5) 財政健全化の推進として、基本方針2006に沿って引き続き地方財政健全化の推進
- (6) 道路特定財源の一般財源化に伴う措置として
①一般公共事業債充当率を45%から90%に引き上げる。

②地方道路整備事業債の創設（通常事業 70%、臨時事業 95%）

(7) 従来の地方公営企業等金融機構を改組し、貸付対象に一般会計を含めて、平成 21 年度に急増する臨時対策債の長期資金調達の困難な市町村を中心に、資金貸付のための地方公共団体金融機構の創設

2、県の財政について。

県の財政は、景気の悪化に伴い県税収入が大幅に減少するなど、これまで以上に極めて厳しい状況になっております。このことを踏まえた上で、雇用・経済対策について積極的に取り組むとともに、「持続可能性への挑戦」、「産業おこしへの挑戦」、「鹿児島おこしへの挑戦」の三つの挑戦など戦略的な施策の展開に努めることとしています。投資的経費としては、公共事業費・県単公共事業費とともに、対前年度比 93%となっております。

3、本町の予算について。

以上の国県の予算の動向を踏まえ、本町の平成 21 年度当初予算編成にあたっては、歳入において地方交付税 2.7% 増額を見込むものとしていますが、依然、町財政は厳しい状況であることから、事務事業や町単独補助事業の見直し、並びに人件費や物件費等の削減など歳出経費の節減に努めるともに、第 4 次与論町総合振興計画（第 3 期実施計画）に基づき、各種事業の着実な推進を図るべく効率的な施策の展開を基本として予算編成を行ったところであります。

次に、平成 21 年度歳入歳出予算の概要について申し上げます。

1、歳入予算について。

町税につきましては、前年度の実績を踏まえ、2 億 9,666 万 6,000 円を計上しております。地方交付税においては、大綱で申し上げた動向等を参考に 18 億 4,000 万円を計上しておりますが、このうち普通交付税については、前年度当初予算額に対し約 2.7% 増に当たる 17 億 4,000 万円を計上し、特別交付税については、昨年度と同額の 1 億円を計上しております。また、国庫支出金につきましては、昨年度の与論小学校校舎建設及び地域インターネット基盤整備事業等の終了に伴い、前年度当初予算額に対し約 52.5% に当たる 2 億 4,750 万 7,000 円を計上しております。町債については 3 億 5,510 万円を計上しておりますが、このうち臨時財政対策債の計上額は 1 億 5,000 万円となっております。使用料、手数料及びその他の収入においては、それぞれ従来の実績等を考慮し、見込み得る額を計上しております。なお、予算編成を通して生じた財源不足額については、財政調整基金から 1 億 1,800 万円を取り崩し、対応することとしております。

2、歳出予算について申し上げます。

歳出予算については、予算編成の大綱で申し上げましたことを基に、平成21年度一般会計当初予算規模は32億7,483万円となり、対前年度比約13.1%の減となっております。減になった主な理由といたしましては、国の平成20年度第1次補正予算及び第2次補正予算により、地域情報化通信基盤整備推進交付金事業2億1,930万5,000円、子育て応援特別手当事業466万1,000円、緊急地域活性化対策事業1億3,859万円等が平成21年度に繰越明許費として繰り越されるため、一般会計においては、その事業分が減額となったものであります。また、特別会計の予算規模は15億1,539万9,000円、水道事業は1億7,626万9,000円となっております。

次に3、町政の推進体制について申し上げます。

町政の推進体制に関する主な事項として、次のことについて取り組んでまいります。

1、行政改革について。

- (1) 組織・機構改革として、環境課の設置
- (2) 与論町公式ホームページの充実

2、財政改革について。

予算編成の大綱で申し上げましたとおり、歳入の的確な把握に努めるとともに事務事業等の精査を行い、人件費・物件費の削減を引き続き行うとともに、税収確保のため徴収率向上に更なる努力を重ねてまいります。

3、住民参画の体制強化について。

週報やホームページ等の情報公開による意見聴集や意見反映に努めるとともに、各種委員会やまちづくりの懇談会等で幅広く町民の御意見を拝聴してまいります。

4、主要施策。

第1、「オンリーワンの島づくり」戦略プロジェクト。

「オンリーワンの島づくり」を実現するため戦略プロジェクトとして、次の6つのプロジェクトを推進してまいります。

「島を支える頭脳集団づくりプラン」について

- (1) 情報化推進、環境保全・再生、特産品開発、方言・文化、心の健康推進、まちづくり塾等のまちづくり委員会の活動支援
 - (2) まちづくり全般についての鹿児島大学与論活性化センター等の学術機関や地元NPO法人との連携
 - (3) NPO法人の育成
 - (4) 各種情報収集による新規事業の積極的な開拓
- 2、「生きた博物館構築プラン」について。

(1) ツアーガイド育成事業の成果を活かした奄美ミュージアム推進事業等との連携による、与論の自然、伝統文化等の案内のできるインストラクターの養成

(2) 本町公式ホームページの充実による町内各種団体ホームページとの連携による情報の発信の強化

3、「ヨロンブランド創造プラン」について。

(1) 特產品開発人材育成事業の成果を活かした起業家の育成

(2) 各種助成制度やアドバイザーリスト制度の積極的な活用

(3) 光ファイバーサービスを活用した特產品の宣伝

(4) 与論町総合農村活性化センターの積極的な活用

4、「『情報の島』づくりプラン」について。

(1) S O H O 企業化人材育成事業の成果を活かした起業家の育成

(2) 光ファイバーサービスを活用したソフト産業等の誘致推進

(3) 情報教育の推進

5、「ゆんぬふれあい交流プラン」について。

(1) 観光産業振興に伴う人材育成支援事業の成果やタラソテラピーインストラクター人材育成事業等の成果と連携した観光産業に携わる人材の育成

(2) 与論町グリーン・ツーリズム推進協議会との連携による体験型観光の推進

(3) ニューヨロンピア計画で提言された交流プランの推進と、N P O 法人ふるさと回帰支援センター等の関係団体との連携の推進

(4) 地元におけるパスポート発給業務の実施により増加したパスポート保持者の国際交流の支援

6、「『環境の島』づくりプラン」について。

(1) 同プロジェクトを推進するための環境課の設置

(2) 町環境総合計画の着実な推進

(3) 世界自然遺産登録を視野に入れた、諸関係機関との連絡による各種取り組みの推進

(4) 大学、各種研究機関及び地元団体等との連携によるヨロンの海再生プロジェクトの推進

(5) 町内各種団体等と連携した環境学習の推進

(6) 省エネ意識の啓発のためのノーマイカーデーの継続実施

第2、オンリーワンのひとつくり。

1、教育文化。

教育行政については、本県教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かな人づくり」及び本町の基本理念である「人と自然が輝くオンリーワンの島づくり」

を進めるため、「誠の島」と謳われてきたこの島の良い伝統と、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と讃えられている美しい風土の中で、生涯学習の観点に立ち、進んで意見を述べ、事をねばり強く遂行するなどの「誠の精神」の持つ積極性と、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる誠実な町民の育成を目指して、家庭教育・学校教育・社会教育の各部門で、それぞれ次のように教育行政を進めてまいります。

（1）家庭教育に関して

- ①「教育の原点は家庭教育にある」ことを認識させ、幼小中高一貫教育実現のため、各期における発達課題の確実な定着
- ②「学年×20分間」（小1と小2も60分とする）の宅習（復習・予習・読書）の習慣化
- ③P T A・家庭教育学級・教育県民週間等への、保護者や地域移住民の参加促進
- ④毎月23日の「子ども読書の日」の趣旨を踏まえた親子読書や、読み聞かせ・自由読書の推進

（2）学校教育に関して

- ①長年の念願であった幼保一元化の願いが与論こども園・那間こども園として実現しましたが、新年度は、この両園の充実と、平成22年度スタートする茶花こども園の準備を計画的に推進し、平成22年度から文字どおり町ぐるみ幼小中高一貫教育の充実を図ります。
- ②まず、こども園や幼稚園においては、0歳児からの読み聞かせに加えて、3歳児から5歳児に対する古典の暗唱等により本好きになる子に育て、小学校入学までに、どの子も絵本がすらすら読めるようにする。
- ③小学校においては、読み書き算に加えて、各教科の基礎基本を繰り返し定着させて、進級・卒業させる。
- ④中学校においては、中学生としての基礎基本の定着に加えて、小学校時代から育ってきた将来の夢を更に練り上げ、明確な目的意識を持って高校に進ませる。
- ⑤高校においては、一人ひとりの夢実現に向けて、確かな進路保障の指導をしていただき、それぞれの夢実現に向けて大きく羽ばたかせる。
- ⑥光ファイバーサービスが導入されたことを機に、インターネットを活用した個別教材のオンライン学習を進めたい。
- ⑦那間小学校（昭和32年度完成）、茶花小学校（昭和33年度完成）の耐力度調査に基づいて、次期校舎建築計画を進めたい。

（3）社会教育に関して

- ①島はである誠の具現化として、小中高一般による「場に応じたあいさつ」の定

着効行

②各自治公民館の「農地・水・環境保全対策事業」と連動させ、町民一斉清掃の徹底と花いっぱい運動の更なる充実

③各学校で、学校支援協力隊を募集してリストアップし、協力を得させる。

④一昨年3月に発足した「ヨロン島スポーツクラブ」の一層の充実による、町民の健康増進と競技力向上の推進を図るとともに、平成22年度には、体育施設の指定管理者制度を中心とする行政補完を進めていきたい。

(4) 現在、保護者・町議会・町教育委員会が一体となって取り組んでいる与論高等学校における特別支援教育を、平成22年度からぜひ実現できるように推進していきたい。

(5) 日本マルコ株式会社等の企業進出により、与論中学校・与論高校の6クラス推進がほぼ可能となり、10年後からの与論高校各学年1クラス定員40人に満たない状況による自然消滅は免れる見通しがついた。あとは、与論中学校・与論高校各6クラス体制の中で、いかに中高一貫教育を充実させるかである。そのためには、従来の「連携型中高一貫教育校」から、何としても「併設型中高一貫校」に発展させ、各教科・領域の専門教職員の自由な相互乗り入れによる進路保障指導の充実が必要である。県は、平成22年度で県立高等学校の統廃合を終える計画なので、それ以降、鹿児島県初の併設型中高一貫校として、「県立与論中学校・与論高校」の実現に向けて、組織的・計画的に推進していきたい。

2、保健・福祉・医療。

町民の心身の健康を守り、病を癒す医療や保健・福祉サービスの充実を図るため、主に次のことに取り組んでまいります。

(1) 「健康よろん21」の具現化について

①町民一人ひとりの健康の保持増進に関するビジョン「健康よろん21」に基づき、健康長寿の延伸や生活習慣の改善など、日常生活の質の向上につなげる施策・事業の実施

②あまみ長寿・子宝プロジェクト事業の観光への波及と融合（これまで蓄積してきた百寿のまちづくりの50人委員会活動、タラソテラピー・メニュー事業、長寿食レシピや薬草料理メニュー等々を活用した「ヘルス・ツーリズムの推進」など、観光業との連携を図る新たな展開を目指します。）

(2) 母子保健について

①町出産支援条例（平成17年年度施行）に基づく、出産費用の助成

②島外における妊婦検診・出産費用に対する県単独補助事業と連動した公費支援制度の継続実施

- ③県内及び沖縄県の医師会病院等が行う妊婦健康診査に対する公費助成を、現行の5回から14回に拡大充実
- ④母親学級・両親学級の充実、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の充実
- ⑤「8020運動」の推進による乳幼児から高齢者までの歯科保健対策事業の継続実施

(3) 児童福祉について

- ①就学前の子どもに幼児教育及び保育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援も行う「認定こども園」制度の一層の拡充（茶花幼稚園と茶花保育所の連携に向けた条件整備）

- ②町次世代育成支援行動計画（平成17年から26年度）に基づく、ゆとりある子育ての環境の整備・支援

(4) 障害者福祉について

- 障害者計画及び障害者福祉計画に掲げるノーマライゼーション（障害の有無に関わらず、全ての人が平等に助け合う地域社会を目指す考え方、理念をいう）の構築に向けた施策の継続審議

(5) 高齢者福祉及び介護保険について

- ①老人クラブ等の運営活動の継続支援
- ②敬老者に関わる施策事業の継続実施
- ③独居老人等に対する支援（災害時対策等）の充実
- ④介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
- ⑤地域包括支援センター及び介護予防拠点センターにおける高齢者等支援活動の強化（総合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組みなど）

(6) 国民健康保険事業及び後期高齢者（長寿）医療制度について

- ①医療費及び保険給付費の適正化を図るために、タラソテラピー等の地域資源を活用した健康づくり及び心の健康づくり等に力点を置いた医療費適正化事業や保健事業の継続実施

- ②平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」に基づき、40歳以上の加入者を対象にした特定健康診査（糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）に係る目標達成に向けた施策等の実施

- ③後期高齢者（長寿）医療制度に係る広報啓発と健全運営

(7) 火葬場の充実について

委託業務を主としながら、職員による支援体制を充実

(8) 感染症対策についてその他

- ①感染症予防のための啓発・周知活動や予防接種（母子保健及び高齢者対策）の

接種率の向上

②特に、対策が急がれる「新型インフルエンザ対策」について、町民への広報啓発はもとより、有事に備えた行動計画（ガイドライン）の策定及び町対策協議会の立ち上げなど諸施策の構築

第3、「オンリーワンの産業づくり」について。

1、農業生産基盤の整備。

豊かで住み良い農村づくりを推進するため、平成21年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら効率的な農業生産を確保するための次の農業生産基盤整備を推進してまいります。

(1) 県営担い手育成型畑地帯総合整備事業として継続事業の那間・第二那間の2地区の整備

(2) 中山間総合整備事業による農道整備

(3) 県営担い手支援型畑地帯総合整備事業による麦屋地区の土層改良及び畑かん事業の整備

(4) 農業用水の確保として、ため池や畑かん施設の整備推進

(5) 農地・水・環境保全向上活動支援事業の推進

(6) 老朽化したコイン給水施設の整備のため、奄美農業創出支援事業の導入

(7) 県営中山間地域総合整備事業生産基盤型（岸元地区）と水質保全対策事業耕土流失防止型（古里地区）の推進

2、農業の振興

日本の農業を取り巻く環境はWTO農業交渉や原油高による生産資材や輸送費の高騰、農畜産物の輸入功勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少や消費者の食の安全安心への関心の高まりなどから、国は食料、農業、農村基本計画を策定し、新たな施策を打ち出しました。こうした中にあって本町の農業振興については、国の施策方針に沿いながら今後もさとうきびを基幹作物として位置づけ、肉用牛・輸送野菜、花卉・果樹を重点作目とする複合経営の一層の推進を図るため、次のことに取り組んでまいります。

(1) 担い手農家の育成として

認定農業者や農業生産法人の育成、小規模経営農家の共同利用組織への加入促進

(2) さとうきびの振興として

①依然として厳しい状況にある栽培面積及び生産量の減少の対策として、国県の増産プロジェクト推進事業による各種施策の展開

(3) 園芸の振興として

①花卉の生産拡大推進のため奄美農業創出支援事業によるビニールハウス等施設

整備の要望

②花卉生産農家団体への育苗センターの管理委託によるソリダコ・菊苗の供給

(4) 畜産の振興について

畜産については、農家の生産意欲も高く飼養頭数が5,115頭と対前年比101.8%となっており、引き続き次のこと取り組んでまいります。

①優良繁殖牛の保留及び導入・優良種牛の精液確保

②技術導入による低コスト・高品質飼養管理技術の確保

(5) 環境保全型農業の推進として

①堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進

②有機認証農家やエコファーマーの育成

(6) 耕地防風林の造成として

①防風林用苗木代の助成

②保安林改良事業の導入による島内周囲防風林の復旧

3、水産業の振興。

水産業については、原油高による燃料費の高騰や漁価の低迷等、依然と厳しい状況の中、若い意欲的な後継者も多く、漁船の大型化・漁業技術の改善などの明るい展望がある中で、今年度も引き続き離島漁業再生支援交付金を活用した事業を実施し、漁家の経営安定を図ってまいります。

4、商工観光業の振興。

本町の商工観光業を取り巻く環境は、2007年夏に米国で端を発したサブプライムローンや、その後の同時世界的な経済危機による株価の急落に伴う雇用情勢の悪化及び原油価格の変動等、安定しない社会・経済情勢の中、依然として大変厳しい状況にあります。

こうした現状を踏まえながら次のこと取り組み、商工観光業の発展に努めてまいります。

(1) 商工業の振興について

与論町中心市街地活性化基本計画に基づき、利便性と魅力ある商店街づくりを図ります。

(2) 観光産業の振興について

①誘客対策として

(ア) 航空船舶会社及び各旅行業者・観光連盟等関係機関への積極的なアプローチ及び緊密な連携の強化

(イ) 各種イベント内容の見直しと充実

(ウ) 各種メディアの活用及び高速インターネットホームページ等、内容の充実

を図り、PR活動の推進

(エ) ヨロンマラソン2010及び「ゆんぬみじらしや島遊び」事業を活用し、広く島内外への情報発信

(オ) 体験学習型修学旅行の積極的な誘致

(カ) グリーンツーリズム・ヘルツーリズムを活用した長期滞在型観光の推進

②受入態勢の充実として、食の地産地消・健康長寿食材の活用・体験型メニューの開発及び老朽化した観光施設の整理等環境美化（清掃・路傍植栽・花いっぱい運動等）の積極的な展開

③推進体制の充実として、観光を担う人材の育成や観光協会、関係機関及び各種団体等との連携並びに隣県沖縄とのスポーツ・文化活動等の積極的な地域間交流の促進

第4、オンリーワンのまちづくり。

1、消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災について

①広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進

②消防団員の補充や訓練・消防機材整備等、消防防災体制の強化

③自主防災組織の育成・支援

(2) 防犯について

①防犯灯の維持管理等

②与論町防犯協会の単独設立、警察・ユンヌ安心パトロール隊との連携活動

(3) 交通安全の推進について

①警察及び交通安全協会等の関係機関と協力した各種啓発活動

②ガードレールやカーブミラー設置等による交通環境の整備

2、道路・交通。

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道について

①出毛線・兼母源手名線・立長5号支線・西金増線・瀬根名線・窪舎1号線の改良整備

②地方道路整備臨時交付金事業上田線及び那間茶花線の改良整備

③既存砂利路線等の路面補修や路肩の雑草刈払作業等

(2) 県道について

県と連携し、朝戸・東区・那間区間の拡張整備や役場下交差点改良事業及び茶花中央通り拡張整備を推進してまいります。

(3) 港湾について

県と連携し、供利地区・茶花地区における運行船舶や旅行者、荷役業務等の安全で円滑な利用ができるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。

- ①供利地区や茶花地区における岸壁面等の改良補修
- ②コースタル区域における飛砂対策、景観対策の推進

(4) 空港について

現滑走路長では、燃料・旅客・貨物とも最大搭載での運行が難しいことや、安全性の向上の観点から、続行して国・県に対し、滑走路の延伸拡張整備を強く求めてまいります。

また、一般利用者の安全や利便性確保のため、歩道の設置や旅客施設の改善等も進めてまいります。

これまで土地の問題や騒音の問題等、空港周辺関係の皆様方には、格別の御高配をいただいているところですが、今後更なる御理解と御協力をお願いする次第であります。

3、住宅。

宇和寺住宅の老朽化に伴い、次のことを進めてまいります。

- (1) 3号棟（8戸）の建設完成及び4号棟の実施設計
- (2) 町営建設分と並行し、県営住宅建設の実現化
- (3) 家賃未納と合理的収納事務の推進

4、水道事業。

水道事業については、公営企業としての使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努めるとともに、町民生活に欠かせない生活用水の安定的な供給に努め、次のことに取り組んでまいります。

(1) 水質の安定について

- ①浄水場の機能充実
- ②各水源地の水質監視

(2) 経営の安定について

- ①プラントの運転コストの削減
- ②高い有収率の維持継続

ア、配水管流量監視システムによる流量監視

イ、漏水多発路線の布設替工事

(3) 地元業者への専門分野業務委託について

- ①浄水場運転管理
- ②漏水探知作業

③漏水修理等管工事

(4) 施設の危機管理体制の整備について

①台風時の監視システムの充実

②安全対策の実施

5、農業集落排水。

農業集落排水事業については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 施設の適正管理による環境汚染防止

(2) 加入率の向上による生活環境の保全及び収入の確保

6、環境保全。

環境保全については、新しく設置する環境課を中心に、町環境総合計画に沿って次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理について

①適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発

②資源リサイクル品等の回収率の向上

③リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築

(2) し尿処理について

合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）の継続実施

以上、平成21年度の町政運営にあたりましては、申し上げました所信・予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要・町政運営の推進体制・主要施策の4項目に基づき、第4次与論町総合振興計画（第3期実施計画）の着実な推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御支援を心からお願いを申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 御苦労様でした。町長の施政方針の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月13日、本会議、議案審議であります。

定刻まで御参集ください。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時20分

平成 21 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 21 年 3 月 13 日

平成21年第1回与論町議会定例会会議録
平成21年3月13日（金曜日）午前9時20分開議

1. 議事日程（第2号）

開会の宣告

- 第1 議案第 4号 与論町課設置条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第 5号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例
- 第3 議案第 7号 与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第 8号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第 9号 与論町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例制定の件
- 第6 議案第10号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第24号 与論町税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第11号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第7号）
- 第9 議案第12号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)
- 第10 議案第13号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第14号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第15号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
- 第13 議案第25号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第14 議案第26号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について
- 第15 質問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第16 質問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 第17 議案第 6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算
- 第19 議案第17号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算
- 第23 議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算

第25 議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
第26 特別委員会設置及び委員の選任について

2. 出席議員（12人）

1番 川 村 武 俊 君	2番 林 隆 寿 君
3番 供 利 泰 伸 君	4番 福 地 元一郎 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 本 畑 敏 雄 君
7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3. 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（15人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 沖 吉 明 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
清掃センター所長 杉 田 恵 孝 君	産業振興課長 池 田 一 郎 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建設課長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君
与論こども園長 林 健 君	茶花保育所長 岩 山 秀 子 君
那間こども園長 高 田 りえ子 君	

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 徳 君

開議 午前9時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第4号 与論町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第1、議案第4号、与論町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願いします。

議案第4号、与論町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

第4次与論町総合振興計画の戦略プロジェクトに「環境の島」づくりプランを位置づけ、島の環境を保全するとともに、廃棄中心の社会から循環型社会への転換、環境学習等による住民意識の変革を図るなど、総合的な環境対策を行うこととしています。

のことから、平成12年度に与論町地域新エネルギービジョン、平成13年度に与論町省エネルギービジョン及び与論町環境総合計画等のいわゆる「環境3セツト」といわれているビジョンを策定し、「東洋の海に輝く一個の真珠」と讃えられる与論島の美しい環境を保ち、島民はもとより島外からの観光客にとっても魅力ある島となるよう努めてきました。

しかしながら、環境部門を専門的に統括する担当部署がないことから、総合的な環境対策が進められない現状にあります。

のことから、総合的な環境問題に対応するため各環境関係部門を統括する環境課を設置いたします。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） まず最初に、課を増やしていただいたことに対してですね、ありがとうございます。私は大賛成でございます。

前の質問でも以前から町長に要望してきましたが、職員のモチベーションとか、また課の仕事をできるだけ専門専門に分けて、人材も非常に豊富ですので、各課で

切磋琢磨で頑張るような環境づくりというのはとても大事じゃないかと思いますので、非常に私は大賛成でございます。

それで、この与論町課設置条例で一つ町長に要望したいことは、この中にいわゆる今世界遺産のことも出ていまして、自然公園法とか、これらのことについては、この課で扱われるものか。それから、自然エネルギー利用について現在いろいろ進められているわけですが、この自然エネルギー利用について、この課でも項目を設けて推進していただけないか、その2点について伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。今後ですね、私ども、この島で自然エネルギー利用というのは大きな課題でありまして、前回からそのビジョンを専門家の先生方に検討していただいて、立てているわけであります。時期尚早ということで簡単に申し上げますと、蓄電装置がもう少しなって初めて費用対効果の問題が解決されるんじゃないかという回答を得て今に至っているわけでありますが、今後ですね、自然エネルギーの中でもいろいろあるわけですけれども、主に考えられるのが、風力と太陽光との二つに分けられるんじゃないかと思います。与論の場合は、海水を利用した考え方もあるわけですが、今のところ、この二つが考えられる。

しかしながら一方ですね、与論の消費電力というのが非常に小さくて、風力の場合は非常にですね、売電という点でできないということがありまして、結局今後ですね、太陽光を中心とした開発になっていくんじゃないかというふうに考えているわけでありますが、その点もですね、今後早急に技術が発達していますので、対応できるような対策を考えていきたいと。

この課に属するかどうかということは、まだ担当課といろいろと相談をした上で、その分は入れていきたいというふうに考えております。

自然公園についてですね、最初の問題として世界遺産の問題として、与論島のサンゴ礁とかいろいろといわれてきたわけでありますが、先般、奄美で会合があったときに聞きましたら、奄美のこの世界遺産、琉球このですね、世界遺産というの、動植物、希少動物を中心とした形になる可能性があるというふうにいわれています。それにかかわる特に沖永良部、喜界、与論の場合は、国定公園という形で残されるんじゃないかなと。世界遺産ということでは一步引いた形になるんじゃないかなという考え方だんだんシフトしてきているというふうに言われたわけですが、私どもとしては今後ですね、そのどういうふうな成り行きになっていくかはつきり定かではないですけれども、自然を守るということでは非常にいいことだという考え方をしております。

○議長（町田末吉君） ありますか。

8番。

○8番（喜村政吉君） 先ほどの町長の趣旨説明で、だいたいその環境課の設置という趣旨については大まかに理解できるわけでありますけれども、私は、この大きな今からの時代の流れの中、あるいはまた行政改革の中では、やはり課を増やすということは、今さっき喜山議員が言られたのとは基本的には私は反対であるわけですけれども、この件に関して反対であるということではありませんが。具体的にですね、例えば、この課を設置することによって、この島が、あるいはまた住民サービスという観点から、どのように変わっていくのかという展望についてですね、お伺いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 行政改革というのは、課を減らすだけが改革ではなく、やっぱし必要に応じた体制をとるというのが基本的な考え方というふうに認識しているわけでありますが、今回のこの環境課の設置については、今後、私ども与論町がですね、清掃センターの老朽化の問題、それから管理型処分場のですね、何といいますか増設、そしてまた、これから出てくるリサイクル関係の問題等、いろいろと環境がものすごく多くなってくる状況であります。

特に、最終型処分等については、毎年、宮崎の方にお世話になっているわけでありますけれども、宮崎県からですね、年の数値目標を立ててやらなければ、もう入れないということで相当な指導を受けているわけでありますが、その中で私ども、年次計画的に考えていかなければならぬと。実際問題としては、運営上は相当な費用がかかるわけでありますけれども、それを他の県にお願いするという基本的な考え方はもう持つべきでないというふうに考えているわけですが、今からますます環境等についてはですね、大きな問題が出てきていると。それにいち早く対応するには、出てきてからでは大変だという思いも込めて、今度の課をお願いしたわけであります。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 国も県も町村も、今やっぱり環境問題ということは、またこれからのいろんなビジネス関連においても、そういうことがやはり長期的には必要であるということがいわれているわけであります、十分わかるわけであります。そういう意味ではですね、何人体制でやっていかれるのか。新しく課を設置して、やはりそれを設置した効果が目に見えて現れるように、あるいはまた住民のサービスがまたその意味でも向上するように。単にその役場のサイドから、公務員のサイドからの行政改革ではなく、本当に町民のサイドに立ったような観点に立った行政改

革を進めていっていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、与論町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第5号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例

○議長（町田末吉君） 日程第2、議案第5号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第5号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例を提案します。

与論町の農産物の付加価値を高め、特産品として開発育成することにより、農業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的としたヨロン特産品支援センターの新規運営に伴い、制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君） 執行部がどういうことを考えておられるのか定かでないということで、御質問させていただきます。

なぜかといいますと、この加工センターができたから、完成したから条例をつくらなければならないという、ただ単なるですね、そういう発想でもってやられるのであるならば、私は非常に疑問を感じるわけであります。と申しますのは、今本町においては、いわゆるインゲンの不良品、サトイモのB級品以下のとかですね、あるいはドラゴンフルーツとかですね、そういうのがあります。そういういわゆる農産物の再利用、いわゆる付加価値を付けて特産品を開発するんだと、してほしいという町民からの要望があります。それに向けてですね、ただ単なるその加工センターができたから、その条例をつくらなければならないという単なる発想でもってですね、やってもらったら私は困ると思うんですね。例えば、我が文教経済委員会の中でですね、先日も委員会の中で話をしたわけでありますが、この加工センターというものはですね、本町のいわゆる起爆剤にならなければならぬと。これでもって島興しするんだといういわゆる気概を持ってですね、していかなければ意味をなさないんじゃないかなと。そういうことで我々は当委員会においてはですね、いわゆるその特産品を島おこしの起爆剤とするんだという覚悟でもってですね、先進地である島根県の隠岐の島というところにですね、いわゆるIターン、Uターンで帰ってくる人たちを、いかにして定着させてですね、そこでもって開発された特産品を島外出荷して、外貨を貯めると。命がけでやっとるわけですね。そういうところを非常に調査してみたいなということで今その議論の最中であります。この条例のですね、案を見ますと、条例案はそうですね、この中には例えば、シイラとかですね、あるいはまた野菜とかですね、こういうものをごちゃ混ぜに入れて、農産物も水産物も同じ加工センターで特産品を開発するんだというような考え方の発想であるようですが、特産品というのはですね、魚のにおいがした農産物は全く特産にならない。これははっきり申し上げておきたいと思います。例えば、この農産物は魚のにおいがないのが、もうはっきり分けなければならないわけなんです。同じ冷蔵庫の中に水産関係の品物を入れて、隣はまた農産物を入れてですね、においがごちゃ混ぜになりますね。食べる人はですね、絶対付きませんよ、買いません。だから、そういうことからしてですね、私は、この条例はですね、本当にこれから島興しをするんだというような目的でもって分けてですね、農産物はあそこでするんだと、海産物はここでするんだというような考え方で分けましてですね、そして、これでもって島興しをするんだという気概が、これには見当たらないわけなんですね、この条例の中には。ごちゃ混ぜ方式なんです。これではですね、本当の魂が入っていないわけなんです、魂が入ってないと言わざるを得ないような条例案がありますが、決してこの案に対して反対じゃないですよ。反対じゃないんだけども、執行部におかれで、どういうふうな気概でもって、この加工センターをやって

いかれるのかということのいわゆる気持ちをですね、いただきたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この魚の方については、一応漁業組合の方に加工場をつくつてあるわけでありますが、それをフォローするような形ということになるんじやないかと思いますが、この条例をつくる一番大きな目的は、それを活用するときのですね、使用料とかそういう行使の面とか、そういうものが一番中心になって、条例をつくらなければ運営ができないという状況で、まず条例をつくるのは必要条件であるということを私ども認識して、こうしてお願ひをしているわけであります。おっしゃるとおり海のもの、山のものをですね、一緒にするという考え方、これはやっぱり今後ですね、進んでいったときには、やっぱり区別して、例えば今の漁協の加工センターを拡大するというふうにいく可能性も十分にあるわけです。ただ、初めて加工センターとしてたくさんの補助金をもらってやるということで、いろんな面から試行錯誤の一つだということで御理解をいただきたいと思います。私どもとしては基本的な考え方は、今のこの加工センターをつくっているところを中心としてですね、島の農産物の基地にしたいという考え方をしているわけです。堆肥センターから始まってですね、あの辺一帯をいろんな形で開発していきたいと。それはまた何かといいますと、農業を中心とした形でやっていきたいというのを基本に持っているわけであります。それで開発センターというのを考えたわけでありますけれども、最初のうちはいろんな形で試行錯誤していくということで御理解をいたければ、ありがたいと思います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 理解は十分しておりますが、私が申し上げているのは、よろしいですか。これは条例ですよ、町長。これが基本になるんですよ。中山間地域総合整備事業でできた施設ですよ。これごちゃ混ぜにしてですね、御理解をいただきたいと言っても理解しとるんですが、要はですね、要は、この中山間地域総合整備事業の候補樹立ができたから、今先ほど私が申し上げましたように、とにかく施設ができたから条例ありきというのじゃなくしてですね。私が申し上げたいのは、海のものと山のものは、町長が言われたとおり、これは分けにやいかんわけなんですよ。ということは、条例でもってごちゃ混ぜでは話が始まらんわけです。そうでしょう、私はそこを申し上げているんです。だから、その情熱というものをですね、町長が持っているお気持ちを、そのまま現町政を発展させてですね、発展させなければならぬわけです。ただ施設ができたからじゃない。施設ができたからこそ、それをものにして魂を入れなければならぬわけなんです。それで島おこしをしなければならぬわけなんです。そうでしょう、産業振興課長。だから、そういうこ

とであるならば、いいですか。一番基になる条例をですよ、山にするか海にするかというこを決めておかなければですね、ごちゃや混ぜになるということを私は申し上げている。産業振興課長、あなたは、ぼちぼち定年だから、その所長になるぐらいの意気込みでもって島興しをするんだという気持ちでもってやらなければならぬいということを申し上げているんですよ。私が辞めても、私がつくったけども、そのつくったものを活かさなければならぬ。そういうことでもって、どう思っておられますか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 大変失礼いたしました。確かにシイラというのを私、これ機械の名前ですね、機械の名前なんですが、ただですね、基本的にそういう製品に対していろんなものを使ったときに影響するということは考慮して、中でつくるその加工品についてはですね、細心のことを図ってまいりたいと思います。

この場合のシイラは、もう全然違う。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私は、その言葉を引き出すために、シイラと言ったんですよ。このシイラというのは魚と書いてないですよ。だから、私は本当に農産物を主体にするものなのか、あるいは水産物を主体にするものなのかということで、シイラを勝手にこれをこれに引っくるめてね、質問したんです。そしたら、町長は私の言葉に惑わされてシイラと言いましたがね、海のもの、山のものと言いましたでしょう。私の言葉に、あなたは、その私の言葉に乗っかってきて、海のもの、山のものとかですね、そういうことは、発想の中に海産物もという発想があられるから、そうなるのでしょうか。私が、言葉を見たらシイラですから、シイラとは違いますよ、はっきり分かってますよ、そんなのは。だから、何を目的にして、何を主体にして、どうしてこの加工センターを活かして島興しをするんですかということを、この条例の中に魂を打ち込まなければなりませんよということを申し上げたんです。

産業課長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 足りない点は、課長に補足させていただきますけど、この目的ですね、最初の目的というところで、どうしても条例はつくらなければ、これができないということも加えてですね、使用料とかいろんな問題がありますので、条例をしないと、それが実行できないということでお願いをしているわけです。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） この、ここにあります資材の選定につきましては、この中山間事業が施行されました堆肥センターの施設をしながら、これまでその検討

をしてまいりました。そして、まず私どもが、まずこの今おっしゃるように何を核とするかということが非常に問題でありますので、当面は今島にある素材を利用するということで、特産品開発の組合があります。その方々や、それから生活改善研究グループ、それから農協の女性団体グループ、それからあと食生活改善推進グループ、こういう方々の代表者を含めまして、数回にわたりましていろいろとこの機材の検討をいたしました。そして沖永良部の農業改良普及所のまた専門の方々を含めて、これをまた土地改良の事業でありますので、その担当者を含め、そしてこれまでやってまいりまして、そしてあとこの特産品のやっぱり機材の導入、後の運営についてですね、非常に今後の課題があるもんですから、まず特産品開発のその会長さん、あるいはまた食生活研究グループの会長さん、こういった今開発に取り組んでいらっしゃる方々を、東京あるいはまた大阪の市場調査並びに声を聞いてきてくれということで調査をいたしました。そして、その結果、再三にわたりましてこれをやって、その中で今度は機材を国の事業に適合するもの、それを選別して、それからどうしても入れられないものについては、もう町単でやるということになりました、今ここに出してあるのは、その一部で基本的なものだけです。それで、一応今の基本的なものは農産物が主体です。

そういうことで、あと加工については、一次加工は今の漁協にあります一次加工センターを使わないと。今度は、あそこも国の補助事業でありますので、あそこを全部取り上げるわけにはまいりません。後の二次加工については、今後その需要度あるいはまた魚の状況、その資材等を見極めた上で、新しく入れるという方向で考えております。そうしないと今のところは、今御指摘のように、その両方一緒にというわけにはちょっとまいらないだろうと。特に今要望されているのは、薬草の問題。島にある自然のこの薬草とかそういったものを利用したいと。この加工施設を利用して研究開発をしたいということでありますし、またお陰様で今年21年度からは、鹿児島大学の活性化センターが与論との連携をやっていただけるということでありますので、その分についても一応要望書を出してございます。したがいまして、今後、鹿児島大学と連携をしながら一緒になって、その加工あるいはまた販売といったものもやっていきたいということで、みんなで検討をした中身の最小限度の予算、機材ということで、今後これで足らない分、今おっしゃったように、いろいろテーマが出てまいりますので、そのときには新しくテーマが出てきたときは、それに向かつては、また今後の事業あるいはまた町でお願いをせざるを得ないだろうということで考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） この第2条、与論町の農産物の付加価値を高め、特産品として

開発育成することによりとなっていますよね。それで私、このセンターが開発育成ということのためだけのものなのか。いわゆる生産基地としての生産向上としての機能を主体に置いているのか、その辺のことが定かでないということ。それと、例えば生産場所としてこの施設を利用したときに、この金額の設定の在り方、これは非常に現実的じゃないんじゃないとか。いちいち機器は誰が使った、何百件使ったって時間で計っているはずはあり得る。まあこれは建前でやっているかもしれませんけど、やはり本当にその生産する立場が、人が来たときに、これはどういう形にしてこの施設を運用させるかということですね、できれば実質的に運用しやすいような形ですね、それも提案してもらいたいと。ただ、私が一番気になるのは、特產品としての付加価値を高め、開発育成するためだけの施設なのか。それとも、例えば4、5人とかグループで、こういう産物をつくりたいから、その施設を例え半日なり貸してくださいと言ったときにどうなるかとか、そういうもので貸していただけるものか。あるいはまた仕事の都合もありますので、農繁期には、やはり夜の6時、7時からまた夜の時間でやりたいというグループも出てくるだろうし、その辺のですね、臨機応変なこの施設運営の在り方、それについては簡単でいいですから伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 基本的にですね、これは研究開発が中心です。工場ということになれば、個人でその、このものはいけるという判断をつくまでの協力をするという形が基本になるわけです。ですから、これを製品化して販売するということになれば、個人で施設をしていただくということで、これからもう全く離れていただくということになるわけです。何がものになるかを試行錯誤する場所と、それでそれを支援する、あるいは町として講習会をもったりいろんな形で支援をして、ものを探していただくというのが基本になります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第7号、与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第7号、与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

与論町地域福祉センターの管理に関する基本協定書第2条（指定管理者の指定の意義）を踏まえ、一般の利用者からの希望があった場合に料金を設定し、使用可能にするために改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、与論町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第8号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第8号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第8号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

これは、第4次介護保険事業計画の見直しに伴う第1号被保険者の保険料改定を行うための条例改正です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第9号 与論町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第9号、与論町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第9号、与論町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定の件について、提案理由を申し上げます。

これは、介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬の改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、平成20年度中に国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受け入れるため条例の制定を行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

10番。

○10番（麓 才良君） 担当課の方で全体的には補足の説明をお願い申し上げます。

そして、この第2条のですね、町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の仕組みについて、御説明をいただきたいと思います。併せて全般的な補足もお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答えを申し上げます。

まずですね、町長の方から提案理由で御説明申し上げましたけれども、介護従事者、介護保険の事業所とかそういったところに働いている方々の非常に待遇条件が悪いということで、最近マスコミでも取り上げられていますけども、そういった介護従事者の方々の介護を改善するために、今国の方でいろんな施策を打っておりまして、その方法の一つとして、介護報酬の改定が今度、今年の平成21年4月からおおむね3%程度アップするというふうに聞いております。

それに伴いましてですね、介護保険料が、それが転化されて通常であれば介護保険料が上がっていくということになりますので、それではまずいということで、国の方で特別にまたこの介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのを交付しまし

て、それを各市町村にまず基金としてそこにプールしなさいということでございます。そのプールしながらですね、具体的に後で補正予算のところで出てまいりますけれども、平成21年度から3年間分で345万円なんですけれども、345万円を基金にプールしまして、それを3年間、介護保険料の上昇につながらないように、上昇というよりも、むしろ安くするんですけれども。先ほど8号議案の中でもちょっと出てきましたけれども、介護保険料が安くなります。簡単に申し上げますと、現行よりも11.2%程度安くなります。

そういうことで介護保険料を安く、それはもちろん1号保険者、結局、該当する65歳以上の高齢者の方々の保険料ですけれども、いわゆる現役世代の方々についてはもう国民健康保険とか、あるいはほかの社会保険と一緒に徴収されてきますので、その分については減額はありませんけれども。この高齢者、65歳以上の方々の保険料については、この基金から充当していくことによって介護保険を抑えていくと、減額するという趣旨の事業でございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） その流れは分かりましたが、交付金の算定等の仕組み等についてはいかがですか。どのような基準で、この交付金の345万ですか、これ算定されているわけですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 国の方からの措置でございますので、ちょっと細かいところは私把握しておりませんけれども、全国の市町村の介護保険の数値等いろいろな財政収支の状況というのは国の方が把握しておりますので、その全体の金額でもって算定して、どの程度のお金があれば各市町村、介護保険料を上げずに減額できるのかということを算定して交付されている額だと思います。

具体的には、その算出法についてはちょっと勉強不足で、この場ではちょっと今お答えできません。

以上です。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 国が今、介護保険とかそういうものについては非常に見直しがあるということで四苦八苦されているところで、私ども町村の方にまで早急にそういう流れが具体的に来てないというような状況下とは思いますが、是非ですね、今回、国保の税率アップの問題もあります。国保の税率アップについては、この介護とともに連動する問題でありますので、そういう観点については私どもも、もっと敏感にいくべきではないかと思います。

終わります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例制定の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、与論町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第10号 与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第10号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第10号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）により、里親と同様の児童を養育するために委託できる小規模住宅型児童養育事業が創設され、児童福祉法施行令が改正されたことに伴い、条例を一部改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

8番。

○8番（喜村政吉君） 小規模住宅型事業のちょっと分からんんですけども、この里親に加えて、加工施設に関してこれを入れるということ、更にですけども、その中身と、あるいはまた与論においても、これが適用されているかと、また今後、またそういう方があるのかということをちょっとお願ひします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい、御説明申し上げます。

今の提案理由の中での説明に出てきました、小規模住宅型児童養育事業についてですけれども、もちろん与論にはありませんし、これから出てくるかもしれないということで、こういった準備をしているわけですけれども。

まず、どういった事業かと申しますと、要保護児童の委託先。要保護児童といいますのはですね、身体あるいは精神、そういったものの発達障害あるいは機能障害、そういった子どもたち、あるいは養育環境に障害とか欠陥を持つ子どもたち、あるいは反社会的、あるいは非社会的な行為を伴っている児童というふうな定義がなされておりまして、こういった保護が必要な子どもたちのことを要保護児童といいますけれども、この要保護児童の委託先としまして、養育者の住居で要保護児童を養育する事業、通称ファミリーホームといいますけれども、ファミリーホームを創設しまして、養育者の要件等を満たす事業に関する要件を定めて、都道府県が監督を行っていくというふうな内容ですけれども。

この小規模住宅型児童養育事業といいますのは、従来、今お問い合わせの中にありましたけれども、里親に加えて、この新しく出てきたものですけれども、従来、里親といいますのはですね、例えば背景ですけれども、神戸の大震災とかで、いろんな親を亡くした子どもたちとか一杯出てきました。そこで、里親制度といいますか、この親のない子どもたちを引き受ける制度として出てきたわけですけれども、その里親すら引き取り手がないという場合にですね、こういった小規模住宅型児童用育児業というのを設定することによって、里親でみられない子どもたちも引き受けていこうというふうな趣旨でできた法律でございます。ちょっと足りなかつたかもしれませんけど、要は、里親と並んで要保護児童をみてもらうファミリーホームといいますのが、小規模住宅型児童施設でございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） だいたい分かったような感じがしますけどもですね、例えば、これを必要とする子どもたちは、町内外を問わずですね、もしそういう必要性のある方の申し出があった場合は、そのお宅の担当課でそれを受け付けて、あるいは、それをまた引き受けるその家庭のですね、適合条件とかそういうものを調査して、家庭で受け入れていくということですね。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい、おっしゃるとおりですけれども、町がですね、すぐ認めていくという形じゃなくて、里親もそうですけれども、まず里親というふうに法律的に認められるためにはですね、いろいろ手続きあります。例えば、まず里親希望者から申込みがありました場合に、児童相談所がですね、家庭調査をします。それを町として鹿児島県知事に進達をしますと、県の方で社会福祉協議会の方に諮問、その後答申をいただいて県の方で認定をすると。里親として認定をすると、そして登録していくというふうな、それを経て、その里親の方に子どもたちを委託していくという形になります。

ですから、この小規模住宅型児童養育施設といいますのも、この里親と同じようにですね、そういう手続きを経て認定されていくということになると思います。
以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、与論町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第24号 与論町税条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第24号、与論町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第24号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

改正内容は、平成21年10月から個人住民税の公的年金からの徴収が開始されるため、窓口納付する者との不平等化が生じるため廃止するものであります。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

5番。

○5番（喜山康三君） このことについては、納税における不平等だということですね。以前にも関係者より文書が入っていたという話を伺ってるんですが、今まで削除していなかったのが、逆にちょっと私も迂闊だったなと思ってるんですけど。

これは、自主的に何年度までこれは運用されたんですか、この内容、条例に基づいて、こういう報償費の支払いは何年度まで行われていましたか、現年度まで行われたんですか、そのことについてだけ。

○議長（町田末吉君） 税務課長。

○税務課長（沖 吉明君） 20年度までこれを実施しておりました。21年度から廃止ということになります。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、与論町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、与論町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第11号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（町田末吉君）　日程第8、議案第11号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第11号、平成20年度一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、国の第2次補正予算における国庫支出金の定額給付金事業費補助金9,746万4,000円、子育て応援特別手当交付金466万1,000円が増となっております。

地方交付税は、最終交付決定により4,512万5,000円が増、繰入金の町債管理基金繰入金が6%以上の公債費繰上償還の財源となるため、2,890万円の増となっております。

なお、国庫補助基本額の減額により、国庫支出金の地域インターネット基盤整備事業補助金1,522万5,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金619万5,000円が減となっております。

地方債につきましても、地域インターネット基盤整備事業及び学校教育施設等整備事業等の事業費減額により1,990万円が減、繰入金の財政調整基金繰入金2,944万2,000円が減となっております。

次に、歳出の主なものとして、総務費の定額給付金事業費9,746万4,000円、民生費の子育て応援特別手当費466万1,000円、公債費の補償金免除繰上償還に係る元金償還金5,410万円、諸支出金の財政調整基金費1,629万3,000円が増となっております。また総務費の地域インターネット基盤整備事業は、事業費の変更減額により、2,000万円の減となっております。

歳入歳出予算にそれぞれ1億212万5,000円を追加し、一般会計予算総額44億8,384万9,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

11番。

○11番（大田英勝君）　23ページ、子育て応援特別手当費というのが新しく466万1,000円あるんですが、その事業の内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御説明申し上げます。

子育て応援特別手当と申しますのは、今度、定額給付金と併せて国の方で去年10月30日に決定された生活対策の一環として交付するお金ですけれども、多子世帯、子どもたちを一杯もっている家庭の皆さんの幼児教育の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として幼児教育期の第2子以降、2番目の子ども1人当たり3万6,000円を支給する事業でございます。1人当たり3万6,000円ですけれども、簡単に申し上げますと2番目からですけれども、18歳未満の子どもたちが複数いる中で、小学校就学前の3年間に該当する子ども。具体的にはですね、生年月日が決まっておりまして、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども。要するに、学校に入る前の3年間の子どもが、2番目以降の子どもが該当する場合は1人につき3万6,000円支給されると、そういう事業でございまして、全額、国の方から支給されるということでございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 定額給付金について、お伺いをしてみたいと思いますが、ここに給付金補助事業補助金というのがありますけれども、その中身についてですね、この経費の。それから、いつごろから定額給付金は与論の場合は配付されるのか。また、その方法は、現金でやられるのか、振込みでやられるのか。あるいはまたそれとですね、併せて定額給付金というのは、与論には総額いくらぐらい降りるものなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） あのですね、今回その4日の関連法が通りまして、私どもの方も準備をしておりました。18日にですね、町村会の方から、そのメールをつくったソフトがまいります。したがいまして、それがまいりましたら至急ですね、事務を整えまして事業化していきたいと思っておりますけども、実際に4月早々になるんじゃないかなというふうに思っております。

また、方法としましては、郵送でですね、各所帯の方にその申込書を送ります。そして、その中で郵送で送ってもらうか、窓口に持ってきてもらうかという方法がございますけども、それはどちらでも御希望によってできるものとしております。

それと、支給の方法につきましては振込みと、それから窓口の支給と両方できるようにしたいと思っています。当初、振込みをですね、主体にしようと思っていたんですが、各方面からいろんな御意見等がありまして、希望によっては窓口支給もしていきたいというふうに思っております。

なおですね、金額としましては、8,995万6,000円が金額でございます

が、事務費を入れまして、先ほど言いました9,746万4,000円でございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） この8,995万2,000円というのが、その全体の総額ということですか。大変今言われて、個人の希望によって振込みあるいは現金支給もされるということで大変いいことだと思います。私があらゆる方面で聞くところによりますとですね、できるだけ現金で配ってくれた方が意味があるという声を大いにお聞きしましたので、心配していたところであります。よろしくお願ひしたいと。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、平成20年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第9 議案第12号 平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)

○議長（町田末吉君）　日程第9、議案第12号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君）　議案第12号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で、国庫支出金の療養給付等負担金等524万5,000円、財政調整交付金等346万3,000円の追加。

歳出で、保険給付費2,167万4,000円の追加、共同事業拠出金422万3,000円、保健事業費597万6,000円、前年度繰上充用金288万8,000円を、それぞれ減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第12号、平成20年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算
(第3号)

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第13号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（南 政吾君） 議案第13号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、支払基金交付金3,400万円、国庫支出金2,266万7,000円、県支出金566万7,000円、一般会計繰入金566万6,000円をそれぞれ減額。

歳出で、医療諸費6,800万円の減額を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、平成20年度与論町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第14号 平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長（町田末吉君） 日程第11、議案第14号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（南 政吾君） 議案第14号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、保険料149万5,000円の減額、国庫支出金82万4,000円の増額、支払基金交付金316万6,000円の減額、県支出金99万4,000円の減額、繰入金62万1,000円の減額です。

歳出で、総務費131万7,000円の増額、保険給付費1,021万9,000円の減額、基金積立金349万2,000円の増額を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成20年度与論町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第12 議案第15号 平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)**

○議長（町田末吉君）　日程第12、議案第15号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第15号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、後期高齢者医療保険料256万3,000円、一般会計繰入金160万2,000円、諸収入75万5,000円をそれぞれ減額、国庫支出金60万6,000円の増額。

歳出で、総務費60万4,000円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金334万3,000円の減額、保健事業費156万円の減額を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

10番。

○10番（麓 才良君）　この増減の内容について、説明をお願いします。

○議長（町田末吉君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君）　款と項の部分で御説明させていただきます。

まず2ページ目、歳入の方ですけれども、後期高齢者医療の保険料が、マイナスの256万3,000円、保険料の軽減率によってこういった実績になりました。

それから繰入金、一般会計の繰入れの方ですけども、これはいわゆる法定内の繰入れということで一般会計の方に、例えば交付税で入ってくる分とか、そういった後期高齢者医療の法律で決められた分で、国から入ってくる分の一般会計から通して入ってくるお金でございます。これが、マイナスの160万2,000円ということで減額になっております。

あと国庫支出金60万6,000円の増という形になっております。

歳出の方では、大きなものとしては、後期高齢者医療の広域連合に対する納付金というのが、各市町村全部決まった数字によりまして算出されますので、結果的に334万3,000円の減額ということになりました。

あと保健事業、いろんな啓発をしたり、あるいは病気にならないようにいろんな

活動をしますけども、そういうものに充てられる事業ですけども、これは保健事業費が実績としまして 156 万円の減ということになりました。

以上でございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） この保険料の軽減のための減額だということですが、この軽減の内容をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） ページで申しますと、6ページにてまいりますけれども、6ページの事項別明細のところですけれども、特別徴収、年金天引きの分とかそういう分でございますけども、特別徴収の分が実績として 1,033 万 7,000 円の減額となりました。

あと普通徴収、窓口徴収の分ですけれども、これが 774 万 4,000 円の増という形になりました。

以上です。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 49 分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 番。

○5番（喜山康三君） 保健事業費の中の活動事業費というわけですけど、この活動が、いろんな例えれば予防関係とか、どういうのができるのか。この人が限定されているのか、その辺についてはいかがですか。そして、これも相当な金額の減額ですよね、大幅な。その理由も伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 予算書の中で見ていただきながら御説明申し上げます。

8 ページになります。8 ページの款・項が 3・1、保健事業費の中の健康保持増進事業費というところをちょっと見ていただきたいと思います。

まず、節の方で報償費 7 万 2,000 円減額ということですけども、これは後期高齢者の方々については、医療費がかなりかかっておりますので、中には例えば複数の病院を幾つも回っていらっしゃる方とかそういう方々もおられますので、それはちょっとまずいということで重複頻回受診といいますけども、そういう方々

に対して内容を聞き取りしながら指導していくための指導する謝金です。その看護師とかですね、保健師そういった方に対する謝金になります。

それから、委託料については業務委託、これは健康診査の委託料、例えばお年寄りの方々が厚生連の健康診査を受ける、そういった健康診断に係る受診料の委託料、厚生連が相手ですけれども、それが実績として予想したよりもちょっと少なかったと、受診者が少なかったということで委託料を減にしております。

この特定財源の中のその他のところはですね、156万円減額になっておりますけども、これは例えば6ページの歳入の方の一般会計の繰入れから全額じゃないんですけども、この一般会計の方から繰入金、それから諸収入の中の広域連合からの受託事業収入、それから雑入の中の国あるいは広域連合からの補助金、そういうものを充当したという形になっております。

ちなみに、先ほどの健康診査の何名の方が受診したかということですけれども、77名の方が受診したということでございました。

以上です。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成20年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第25号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更に

について

○議長（町田末吉君）　日程第13、議案第25号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第25号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由を説明申し上げます。

大隅中部火葬場組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、議案第25号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第25号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務

組合規約の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第26号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

○議長（町田末吉君）　日程第14、議案第26号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第26号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について、提案理由を申し上げます。

平成21年4月1日から姶良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、同日から鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について協議したいので、地方自治法第289条及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、議案第26号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、議案第26号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分については、可決されました。

-----○-----

日程第15 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（町田末吉君）　日程第15、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成21年6月末日で、現在の人権擁護委員の任期が満了になりますので、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、これまで人権擁護委員として、町民の人権問題にかかわってこられた村田實氏を引き続き推薦したいので、議会の意見を求めるます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　これで、質疑を終わります。

お諮りします。諒問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、諒問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第16 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（町田末吉君） 日程第16、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成21年6月末日で、現在の人権擁護委員の任期が満了になりますので、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、これまで人権擁護委員として、町民の人権問題にかかわってこられた尚樹正明氏を引き続き推薦したいので、議会の意見を求めるます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。諒問第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、諒問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君）　日程第17から日程題25までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質問に止めます。

日程第17、議案第6号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君）　議案第6号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本町、国民健康保険は医療費に対する財源が大幅に不足し、町財政に19年度より依存するという非常に厳しい財政運営を余儀なくされてきております。しかし、財政のひっ迫により、医療費に対する財源の不足分をすべて補てんすることが困難な状況になっております。

国民健康保険税の税率改定については、平成12年度に介護保険納付金分が導入されて以来8年間見直しがなされていないことから、改定を行うものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君）　提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君）　ただいま議長の方から、この議案については委員会付託ということをお聞きしましたが、私は大綱的な質問させていただきたいと思います。

できることであるならば税金は安い方がいい。逆にまた減額した方がいい。これは町民にとっては非常にうれしいことであります。しかし、こういう状況の中で町民はですね、非常にこれに対して注目をしていると思うんですね。

そこで思うときに、これから委員会の中で十分なる審議をしたいと思いますが、長年据置きにしてきました。ではこれがですね、やはり増税しないで現状のままでいった場合にどうなるかということが懸念されます。そのときに万が一議会で否決された場合に、これは特別会計でありますから、運営はここの方になるんじゃないかなと私は非常に心配をしております。

だから、そこでですね、執行部サイドで、もしもこれが否決された場合、あるいはまた、これを上げざるを得なかつたというそのいわゆる課題ですね、そこを大綱的に御説明願います。

○議長（町田末吉君）　町長。

○町長（南 政吾君）　この件につきましては、私どもとしても経済状況がですね、最

低なときに町民の方にですね、負担をかける。このことはもう非常に心を痛めているわけでありますけれども。しかしながら、御説明したとおり私ども与論町の一般会計を見たときにですね、今後もう機能マヒを起こす可能性も出てくると。御承知のように、年々の増額というのが非常に幅が大きくなってきておりまして、それに対応しては、ある程度できるだけ早くから少しづつできるだけ負担がかからないような段階的な考え方でやっていきたいということで、不足したから全部をやろうということではないわけあります。そのために3年前からいろいろな機会を通じて町民の方に御理解を求めるよう説明をしたりしてきたわけでありますけれども、今になる状況もある程度もう見て考えられたわけであります。私どもとしては、また執行部としてですね、今後この保険の在り方についてですね、財源、特にこの国保の財源について、国に対しても、地方のその考え方というのを極力お願いをして陳情していきたいということで、今行動開始を始めているところがありますが。本当に私どもとして、ある程度経済状況が良ければ、もうそんなにまで心痛まないんですけども、それでもやむを得ずお願いをしなければならない状況にまできているということの御理解をお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） もう1点、共産党の方から、国庫負担率の補助率を見直して、国庫負担率を上げていただきたいという要請が今陳情で上がってきていますが、私はそれ非常に重要なことだと思います。これしなければなりません。満場一致でですね。というのは、これは今町長が答弁されておられましたように、非常にこの特別会計は、これはもう、ない袖は振れないわけですから。この基盤というものを維持しなければならない。各町村にこの課せられた今現在どこの市町村もそうだと思いますね、どこの町村、与論町だけじゃないと思います。

だからといって、上げないようにしますとですね、今町長が答弁ありましたようにしますと、これはもうほかの事業は何もするなど。そして、もうこれだけやってくれというような感じになるわけですね。だから、そう思うときに、これは本当涙を流しながらですね、恐らく町長、執行部、提案されている執行部においてはですね、これは涙を流しながら自分の町に住んでおられる方々に御負担をお願いするわけですから、喜んでいる場合じゃなくて、喜んではおられないと思います。今おっしゃるとおり、本当に涙ぐましい決断だったと思いますね、そう思います。ですので、その国に対して国庫負担率を上げていただくという強烈な運動は各町村、特に奄美群島の町村会とか議長会辺りですね、これはばんばん言っていたみたいで、そして離島にある各町村とも連携を取ってですね、ぜひ頑張っていただきたいと思うんですが、その御決意はどう思っておられるのか、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） いや、もう、その件についてはですね、今の国保の在り方というのが、零細な地域のですね、地域行政のもう何といいますか、大きな崩壊の原因になりかねないという思いを全部、首長みんな、そう感じているわけであります。

先般の会で私が提案をお願いしたわけでありますけれども、町村会の方でもですね、早急にその対策を国にですね、お願いをしていくということで話してあります。私ども、おっしゃるとおり奄美地域はですね、もう与論町と同様といいますか、それ以上に大変もうひつ迫した状況にありますですね、その点はもう極力、全会一致で推進をしていきたいという心の統一はしてございますので、行動開始ができるように考えていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） 今ありましたように、上げるも非常に涙ぐましい決意でもってこの提案をされたというのは、よく分かります。また、それを受けた決定をするというのも、私ども議会の役目であります。

そこで、お伺いをいたしたいと思います。これをこのような形で上げるまでにいろんな経緯があったと思います。いろんな方法もあったと思います。数字的に査定をする段階でいろんな工夫もあったと思いますが、その間のそれぞれの工夫とかそういう努力の跡があれば、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私の方で大体申し上げてから、担当の方から詳しく述べたいと思いますが、このことについてはですね、与論町の場合は、今まで和牛関係のあれが国保税に入っていないときから、その国保税の中に導入されても非常に財政的に問題は、それでは解決できないという思いを非常に持っていたわけです。案の定といいますか、やっぱしお願いをして国保税をいただくようになってからもですね、やっぱし何といいますか、財政調整基金がもう急激に減っていく状況で。それで19年は5,400万不足ということで、今年がまた、20年度がまた7,300万という形ですね、もう急に上ってきているわけです。ですから、和牛の関係の国保税に加入する前から、その都度いろんな会合の中でもですね、もうどうしても皆さんにお願いせんといかんということで、毎年ずっとお願いをして、内容を説明して、特にですね、町政まちづくり懇談会、いわゆる町政懇談会では、逐一説明をして、こういうふうになりますということで今までできているわけです。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） ただいまこうして論議されているように、本当に苦渋の決断

でこういう提案がなされ、それをまた受けて、私たちもまた本当に厳しい決断をしなければいけないという状況になっていると思います。したがいまして、その判断をするときには、もう本当に慎重審議をしながら、そして町民の方々にもまた、説明のつくような判断をしていかないといけないと思います。

したがいまして、今出されているものだけでなく、これを上げた場合に、どれだけが税金が増になって、どれだけ貢献して、またどの程度今後の見通しがどうなのかという点とか。また他の市町村当たりの医療費がどうであるのか、国保税としての負担がどうなっているのか。そういうしたものとか、過去また十数年から今に至るまでの医療費や、その不足分がどういう具合に推移しているとか。ほかにもあると思いますけど、あらゆるこれを判断するに当たっての材料を、できるだけその委員会の審議の中で示していただきて、みんなでとにかく決断するには、本当にもうそれだけのことをした経過で、こういう判断をしたんだということを分かってもらえるようなものをできるだけ示していただきて、その上で私たちもまた、それをいろいろと検討しながら判断をしていきたいと思いますので、そういう資料を、できるだけ多く提出していただきますようお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その資料については、また審議の中で提出をさせていただきたいと思いますが、またこれまでですね、私どもが、そのことについて非常に考えてきたあれもですね、また議員の方々にも知りたいと思いますので、できるだけ資料をそろえてまたやりたいと思いますので、了解いたしました。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算

○議長（町田末吉君） 日程第18、議案第16号、平成21年度与論町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第16号、平成21年度与論町一般会計当初予算について、提案理由を申し上げます。

平成21年度の一般会計当初予算規模は32億7,483万円となり、対前年度比13.1%の減となっております。

歳入につきまして、町税が2億9,666万6,000円を計上し、前年度比313万円の増となっております。地方交付税については、国の増額確保等の動向を踏まえ、18億4,000万円を計上し、前年度当初予算額に対し4,000万円の増

となっております。国庫支出金は2億4,750万7,000円を計上しておりますが、前年度の学校教育施設整備事業、地域イントラネット基盤整備事業の完了等により、2億2,354万8,000円が減額となっております。地方債についても、上記事業の影響により3億5,510万円の計上となり、1億5,030万円の減となっております。その他の収支につきましては、それぞれ前年度実績を勘案し、見込み得る額を計上しております。なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から1億1,800万円を取り崩して対応することとしております。

次に、歳出の対前年度比増減の主なものといたしまして、総務費で地域イントラネット基盤整備事業の完了等により2億47万3,000円の減、教育費は与論小学校建築事業の完了等により3億5,894万2,000円の減、農林水産業費は県営畠総事業負担金分の減額により3,692万円の減となっております。なお、土木費については、宇和寺団地整備事業、地方道路交付金事業等の増額により8,510万6,000円の増、衛生費は環境対策費の創設及び清掃センター施設改善料により2,383万5,000円が増、商工費はゆんぬみじらしや島遊び事業及びゆんぬヘルツツーリズム推進事業の新規事業費により、1,997万6,000円の増となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

—————○—————

日程第19 議案第17号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第19、議案第17号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第17号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年比0.76%の伸びで、9億90万9,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費の増額に伴い、国民健康保険税、県支出金、共

同事業交付金を、それぞれ前年度に対し増額計上しております。

歳出につきましては、前年度比の増減の主なものとして、保険給付費が2,090万2,000円の増、後期高齢者支援金が963万1,000円の増、共同事業拠出金が800万1,000円の増、老人保健拠出金が3,303万4,000円の減となっております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第20、議案第18号、平成21年度与論町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第18号、平成21年度与論町老人保健特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成20年度から老人医療制度が後期高齢者医療制度へ移行したということにより、予算の規模は、対前年度93.4%の減で、1,050万4,000円となっております。

歳入につきましては、制度改正により医療費が減になったことに伴い、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金等、全科目において減額を計上しております。

歳出につきましては、総務費20万2,000円、平成20年3月診療分までの月遅れ請求分及び過誤調整分の医療費として1,000万円が主な内容となっております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君） 先ほどの国民健康保険の特別会計、また今の老人の関係の特別

会計、これを見ても、いずれを見てもですね、だいたい4割が一般会計からの繰入れになつとるわけなんですね。そこをまず思うときに、非常に身震いします。これは仕方のない、いわゆる特会法、特別会計を維持するためには、そうせざるを得ないという気持ちがあります。

先ほどはですね、当初のその国民健康保険にしても、だいたい9億ぐらいの見積りをされておりますが、最終的には10億になっているんですね。その4割を一般会計から繰り入れている。これまた老人の特別会計にしても、そのようなもんです。そう思うときですね、是非先ほど大田議員の方から話がありましたけども、この後委員会で十分なる審議をしなければなりませんので、できるだけその資料というものをですね、今持ち合わせている資料というものを、この委員会に出していくだけでですね、本当に町民の理解できるような、これだけ行政が苦しんでいるんだと。特別会計というものは、これはこういうもんだという内容をですね、我々、お互いに執行部も議会も、町民に対して説明責任がありますから、説明できるような資料を是非出していただきたいということを今要望しておきたいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 了解いたしました。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第21、議案第19号、平成21年度与論町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第19号、平成21年度与論町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度54%の増加で、5億2,437万2,000円となっております。

歳入につきましては、保険給付費の増に伴い、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を、それぞれ前年度に対し増額計上しております。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものといたしまして、保険給付費が1億8,329万7,000円の増、地域支援事業費が131万9,000円の減、予備費200万円の増が主な内容となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第22 議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第22、議案第20号、平成21年度与論町と畜場特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第20号、平成21年度与論町と畜場特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度31%の減で、32万9,000円となっております。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料2万9,000円、繰入金29万9,000円を計上しております。

歳出につきましては、総務費32万9,000円を計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第23 議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第23、議案第21号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第21号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から始まった制度でありまして、予算の規模は、対前年度10.2%の減で、5,691万7,000円となっております。

歳入につきましては、法改正による被保険者保険料の軽減に伴い、後期高齢者医

療保険料 601万8,000円の減額、一般会計繰入金 6万円の増額、諸収入 53万6,000円の減額を計上しております。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものといたしましては、総務費 2万4,000円の増、後期高齢者医療広域連合納付金 601万8,000円の減、健康保健事業費 50万円の減が主な内容となっております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第24、議案第22号、平成21年度与論町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第22号、平成21年度与論町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2,730 件、年間給水量 60 万 m³、1 日平均吸水量 1,644 m³、建設改良事業 4,462 万 7,000 円となっております。

収益的収入及び支出の収入で、営業収益 1 億 7,253 万 4,000 円、営業外収益 373 万円。支出で、営業費用 1 億 6,327 万 8,000 円、営業外費用 1,169 万 1,000 円。資本的収入及び支出の収入で、工事負担金 35 万円、補償金 200 万円。支出で、建設改良費 4,462 万 7,000 円、企業債償還金 3,525 万 7,000 円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（町田末吉君） 次に進みます。日程第25、議案第23号、平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第23号、平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度0.3%の増で、2,236万8,000円となっております。

歳入で、分担金84万円、使用料1,076万2,000円、繰入金1,076万4,000円。

歳出で、総務管理費1,420万7,000円、公債費786万1,000円を計上しております。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

9番。

○9番（野口靖夫君） この事業はですね、これはもう今までしてきた事業でありますから、このようにしなければならないというのは十分分かります。

そこでお聞きしたいのは、その使用料及び手数料が1,000万ですね、大体。そして繰入金が、また1,000万円ですね。いわゆる半々でもって事業を運営していくという形になっております。

そこでですね、お聞きしたいのは、この使用料及び手数料ですね、1,000万円組んで、どれぐらい入って、結果的にですよ。結果的にどれだけ入って、滞納はどれぐらいあるものなのか、そこら辺が一番聞きたいところなんですが、水道課長、ちょっとと答弁願います。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） これ、委員会付託ですので、勉強不足だから、少し勉強してね、委員会には是非御出席いただきたいと思います。だから、こういう予算を提出した以上はね、どれぐらいの滞納リスクなのかとか、いろんなその、ある程度資料を持って来られてですね、応じていただかないとい、それはもう議会を、全く審議にならないじゃないですか、基本的な問題です。私がお聞きしているのは。だから今はもう結構です。だから、後ほど、これは委員会付託されますので、そういうことも質問があるんだという想定の下でですね、是非取り組んでいただきたい。どうで

すか、水道課長。決意のほどをちょっと聞かせてください、委員会に臨む。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） ちょっと今資料がはっきり、見つかりませんので正しい数字がちょっと申し上げられませんでした。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私は、その質問したな。あなたが、今分かってないということは、よく分かっているわけだから、もう。ね、資料持って来てないというのは分かっているわけだから、今度委員会のときには持つて来て、勉強されて答弁されますかという話、聞いていますよ。これ委員会に付託されるわけだから。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） はい、そのようにいたします。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第26 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（町田末吉君） 日程第26、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第6号及び議案第16号から議案第23号については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査をすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号及び議案第16号から議案第23号については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

これから、委員長及び副委員長1人を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会の委員長・副委員長が、次のとおり決定の旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓 才良君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次は、3月18日、本会議、一般質問であります。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時37分

平成 21 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 21 年 3 月 18 日

平成21年第1回与論町議会定例会会議録
平成21年3月18日（水曜日）午前9時19分開議

1. 議事日程（第3号）

開会の宣告

第1 一般質問

2. 出席議員（12人）

1番 川村武俊君	2番 林 隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
5番 喜山康三君	6番 本畠敏雄君
7番 坂元克英君	8番 喜村吉君
9番 野口靖夫君	10番 麓才良君
11番 大田英勝君	12番 町田末吉君

3. 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

町長 南政吾君	教育長 田中國重君
総務企画課長 元井勝彦君	会計課長 佐多悦郎君
税務課長 沖吉明君	町民福祉課長 沖野一雄君
清掃センター所長 杉田惣孝君	産業振興課長 池田一郎君
商工観光課長 久留満博君	建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君	水道課長 岩村安峰君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局長 川畠義谷君 書記 林孝徳君

開会 午前9時19分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、林 隆寿君。

○2番（林 隆寿君） 皆さん、おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○2番（林 隆寿君） それでは、まず最初に私の方から一般質問をさせていただきます。

私が議員になって今回で2回目の一般質問になりますが、まだ未熟で要領を得ないところでございます。私なりに一生懸命質問をしてみたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

まず、さとうきびに関する質問でございます。

さとうきび品目別経営安定対策特認要件の期限が21年度収穫期、いわゆる来年の収穫時期で終了いたします。再来年の収穫時期には、本来の経営安定対策要件のA1、これは別で資料に後ろで渡しております。このさとうきび増産プロジェクト会議、資料より抜粋した資料がございますので、これをお目通ししながら聞いていただきたいと思います。

この資料1のところですね、A1からA4までの対象要件を満たさないと国の交付金が受けられないということで、約4,000円しかもらえないということは皆様方、十分御承知かと思います。

したがって、特に要件対象者、このA1、特に資料1によりますと、支援対象外のA5というところですね、637名、この方を支援対象者へ引き上げなければならぬと。早急に引き上げなければならぬ、そういう事態になってきております。残すところ、あと2年と迫っておりますが、これにつきましては代理人、今現在、農協の方で農家の代理人としてまとめて農畜産振興機構の方に申請書を上げてやっておりますが、この要件が22年度からは個人でやられる方、あるいはまた団体でやられる方というよう出てくるかと思いますが。まずその代理人が、この申請をするためには、22年度の7月1日から9月30日の間に、この農畜産振興機構の方に申請書を取りまとめて提出しなければならないということになります。そうなると代理人の作業としては、来年の製糖終了と同時に、この取りまとめ作業を

しなければいけないという事態になります。そうなると、やはり猶予期間が、後1年と少ししか残っておりません。昨年の9月定例議会で、品目別安定対策に対する取組意欲について伺ったところ、今後のスケジュールとしては、昨年の9月に各集落の代表者への説明を行い、12月までに定期的に会合を持ち、共同利用組織の体制準備を進め、21年6月から7月、今年6月から7月ですね。にかけて農家説明を行い、21年8月にきび部会を解散し、組織の設立を図っていくという答弁がありました。

大変御苦労なさっていると思いますが、そこで、今現在の組織の設立の状況なり進捗状況を伺いをしてみたいと思います。

この後の質問については、通告書に従い、質問者席において質問をいたします。

続いて、新たなハーベスター導入を基軸とした組織づくりの方向性について、お伺いをいたします。

先ほどの問題につきましては、1年前まで私も携わってきておりましたので、難しさもよく分かっておるつもりでございます。また、このことは与論農業の根幹を揺るがすおそれがあることであり、島全体で取り組まなければならないという問題であろうかと思っております。

そこで、再度お聞きをいたしますが、お伺いいたします。新たなハーベスター導入を基軸とした組織づくりの方向性について。

このさとうきび生産農家全員、先ほどのA5ですね、このA5の637名、引き上げるためには、これを引き上げて、A3あるいは共同利用組織なり、A4の対象のための受託組織の設立にしても、生産組織の新規組織が急務であることはだれでも分かることであります。どのような組織形態がよいか。ハーベスターを基軸とした組織づくりが最も必要な組織ではないかと思われますが、いかがでしょうか。このことも併せてお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、観光誘致活動の継続と観光資源の新たな発掘・整備について、お伺いをいたします。

昨年の12月に福岡で行われましたヨロン島ファン感謝祭と観光誘致説明会へ参加をさせていただきました。そのときに感じたことは、ヨロン島ファンの皆様方の有り難さと、スタッフの皆様の大変な御努力に頭の下がる思いがいたしました。また、説明会の説明の冒頭に、観光課長のユーモアとセンスあふれる切り口が、出席者の心をつかんで放さないといった雰囲気で、大変楽しく思ったところであります。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

やはり、あのような催しは、ある程度継続することによって、ヨロン島の観光が定着し、みんなに受け入れられるのではないかと思いますが、これから先、このよ

うな活動が継続して計画されているのか、また継続するおつもりなのか、お伺いいたします。

誘致活動と申しましても、いろんな形の誘致活動があろうかと思いますので、そのことも併せてお伺いをいたします。

それから続いて、観光事業展開のもう一つの方向性について伺います。

昨年9月の定例会で、与論町観光事業の在り方についての質問があった中でのお答えに、「身の丈の観光」という言葉が出てきました。この身の丈の観光という言葉を今までずっと考えてまいりましたが、私なりに考えたときに、ヨロン島というところは、木の葉みたいな小さな島ながら、3,000年以上の島民の生活の歴史がある。この歴史をもっと前面に出して史跡をもっと整備し、まだまだ埋もれている歴史的な史跡を発掘し、観光資源として活用することが遠い祖先の供養にもなるのではないかと思います。

ヨロン島には、すばらしい歌がございます。「ゆんぬちゅる島や、いにくさやあしが、鍋のすくなかに、ぐくぬたまる」と。よく御存じの歌ですが、この歌を私なりに解釈いたしますと、台風や干ばつなどの自然条件の厳しいこの小さな島であるが、島民みんなが助け合い、知恵を出し合い、乗り越えてきた歴史がある。これが宝であるというふうに歌っているように聞こえます。もっとヨロン島の歴史を観光資源として活用していくことが、身の丈の観光ではないかと考えたところあります。

また、歴史の発掘並びに史跡の整備等については、教育委員会の協力がなくてはできないというふうに思いますので、町長、観光課長、また併せて教育長にも、このお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あとは、質問者席において質問させていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） どうもおはようございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問にお答えいたします。まず最初に、1の1について、お答えいたします。品目別経営安定対策については、さとうきび作農家を対象に説明会・パンフレット配布等を実施、内容の説明を行ったところです。

本町においては、受委託による本則引き上げを検討していることから、現在の受託組織を強化・育成はもとより、新たな作業受託者の育成が最重要であります。このため、JAさとうきび部会でも検討し、糖業振興会等サービス事業体の組織づくりも併せて認定農業者等で組織する受託組合の設立を急いでいるところであります。

また、国の政策見直し等今後の動向に着目しながら、受託組織が機能できるよう

基幹作業に対応する機械等の導入を図り、条件整備を進めてまいります。

これからも説明会等を開催しながら、個別指導を行い支援対象者に引き上げてまいります。

次に、1の2について、お答え申し上げます。

ハーベスターへの収穫委託が年々増加傾向にあり、今年期20年から21年度産で収穫面積の約3分の1がハーベスター収穫となっております。また、品目別経営安定対策特例要件活用農家に対しての意向調査でも、収穫作業（ハーベスター又は手刈り）の委託希望が大半を占めている中、今後も年々増加することが予想されますが、現在の台数では処分できない状況であります。

このことを踏まえ、ハーベスター導入は必要不可欠ですが、ハーベスター導入を希望する任意組合設立が進まない状況からして、ハーベスター導入の一つの手段として、糖業振興会等がサービス事業体となることも検討しており、各関係機関と調整を図っております。

また、JAさとうきび部会担い手支援部で組織するハーベスター組合の育成強化も図りながら調整を進めてまいります。

次に、2の1についてお答え申し上げます。

この事業は、平成18年度から町の単独事業として、これまで与論島に来島していただいたお客様や関係者の皆様方に対し、お礼と感謝の気持ちを込めて、18年度は東京の日比谷公会堂、19年度は大阪厚生年金会館、そして今年度はアクロス福岡でファン感謝祭と銘打って開催してまいりました。

その結果、延べ人数で3,100名の集客ができ、航空・船キャリア・旅行代理店等100余社にお集まりいただき、与論島を再認識していただきました。

従来の観光PRは、島の写真又はポスター・パンフレット等による誘客活動でしたが、観光協会員、特に宿舎代表がリピーター対策として積極的にかかわり、各宿ごとに普段かかわりのない旅行代理店の皆様方へも直に説明できること、更には昔懐かしい方々との面会等、大きな相乗効果があったものと考えております。

この事業の成果だとは言い切れませんが、団体旅行（クラブツーリズムなど）やクルーズ船の寄港、更には本町のビッグイベント「ヨロンマラソン」への参加者が年々増加の傾向にあり、今年度第18回大会は、リレーマラソンを含めますと、過去2番目に多い参加者につながりました。

今後、奄振法延長に伴い、ソフト面として「ゆんぬみじらしや島遊び事業」を開発し、島外への情報発信の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2の2についてお答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、与論独特の自然、伝統文化、生活文化等を守り、伝

承する必要性が求められていることから、第4次総合振興計画の戦略プロジェクトに「生きた博物館構築プラン」を位置づけ、これらを保存伝承するとともに、景観づくりや観光・教育に活用していくため、島全体を生きた博物館と考える「ゆんぬエコミュージアム構想」を推進しているところあります。

今後、奄美広域で取り組んでいる奄美ミュージアム人材育成事業や、地域提案型雇用促進事業（パッケージ事業であります）のツアーガイド育成事業とも連携を図りながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、歴史の発掘及び整備については、教育長よりお答え申し上げます。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、2の2についてお答え申し上げます。

史跡・遺跡等の文化財は、その地域の歴史、文化などの正しい理解のために欠くことができない貴重な財産であり、これを公共のために適切に保存すべきものであることは言うまでもありません。

本町においては、昭和29年、30年に行われた九学会連合の調査により、遺跡・遺物等が確認され、朝戸遺跡から磨製石斧、打製石斧、類須恵器片等が発見されております。

昭和55年には、熊本大学考古学研究室により、本島で初めて考古学的発掘調査が行われ、メーサフ・ネットエ遺物散布地及びヤドゥンジョウ遺物散布地が発見されております。このとき発見された土器、類須恵器、陶磁器等の出土遺物から推定して、与論島での人文の開始は、今から約3,000年前とされております。

縄文時代晩期（約2,500年前）の住居跡遺跡とされる上城遺跡や、出土した土器から約3,000年前のものとされるヤドゥンジョウ遺物散布地は、文化財価値が高いことから、文化財保護法でうたわれております「文化財の保護と活用」の観点に立ち、説明用看板を設置して、その保存と活用を図っているところであります。

「観光再生で元気あふれる島づくり」を目指している本町においては、新たな観光資源の掘り起こしとその活用が求められております。議員の御指摘のように、島の史跡の発掘・整備を行い、それを観光資源として活用することができれば、観光の再興を図る上で一つの有効な手立てであると考えますが、そのためには事業の費用対効果を検討することが大事であります。

知名町住吉貝塚は、縄文時代後期（約4,000年前）のものとされておりますが、その国指定までの経過を見ますと、平成13年度から14年度にかけて確認調査を行い、17年度に報告書作成、18年度には地権者との交渉、19年度には国指定を受けております。20・21年度で土地を取得し、21年度には住吉貝塚の

保存活用に向けた検討委員会を立ち上げる計画で進めているということあります。ちなみに、住吉貝塚国指定までの総経費は3,110万で、国・県補助が50%、町の支出が1,750万となっております。

本町の埋蔵文化財の発掘調査及びその活用については、各地の先行事例を参考にするとともに、各方面の御指導を仰ぎながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 大変ありがとうございました。

さつきも述べましたように、まだ経験も浅く、一般質問の要領もなかなか分かりにくい私で、大変御苦労されたと思いますけども。

最後の今教育長が答弁されました、史跡なりを観光資源として活用できるかということは、私の考えているよりもはるかに大きな答弁で、こういうことではなかつたんですが、後ほどまたもう1回御質問させていただきたいと思います。

それでは、さとうきびのことについて、先ほども申しましたように、これは私も1年前までは一緒にこういう問題をやって、大変難しい。しかし、これは急々にやらなければいけない、もう本当に与論の農業の根幹を揺るがす問題になりかねない、そういう大切な問題でありますので、こうして私も町に対していろいろ助けてほしいという気持ちで質問しているわけでございます。どうか御理解をいただきたいと思います。

先ほども言いましたように、もう時間がないんですね。実際は22年まであるんですが、その前にいろいろ施行なりに申請書を出したりいろいろ、農家へのその最終確認をする意味では大変何ヵ月も時間がかかると、そういう事務作業がございますので。やはり今年が最後の準備期間になろうかと思います。やはりこれは早めにいろいろな策を講じて決断をして、進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いを申しておきます。

それから、ハーベスターの導入を基軸とした組織づくりの方向性についてということですが、これは先ほどお配りをいたしました、答弁その中にもございますが、先ほど資料をお配りした中にも、平成5年から平成20年の今年の申込量についてのハーベスターの処理量の推移ということで、これは与論島製糖会社が毎年調べていたその数字をお借りしてきたわけですけれども、やはり最初ハーベスター導入当時は、なかなかハーベスターに農家というのは取つつきにくくて、畑が踏み荒らされて株出しができないと。いろいろなそういうことで、なかなか普及がなかつたんですが、今年につきましては9,000tの申込みがあり、今話を聞いてみますと、9,000t以上のその申込みがあつて、対応しきれないという状況にき

ておるような状況だというふうに聞いております。

その理由はいろいろあろうかと思います。その製糖時期が短くなつたそういうこともあろうかと思います。また高齢化になって、なかなか収穫の作業が手間取ってしまうということで、どうしてもハーベスターに依存しなければいけないということもあろうかと思いますが、やはりこういうことも勘案しますと、これから先、ハーベスターを基軸とした一つの組織をつくって、その中でいろんな対策を講じた方が今の段階では手っ取り早いんじゃないかな。例えば、その組織の中で収穫作業以外の作業のノルマというのもありますので、そういうのも全部で、その組織全体でやれるようなそういう組織、あるいはまた、そのハーベスターの料金を下げるような、そういう施策あるいは方法というのも考えてやれば、もっと農家もそのハーベスターに依存して、もっと楽なさとうきびづくりができるんじやないかなと。そして、そのさとうきびのハーベスターで収穫した後のフォローというのも、やはりこれがないと農家も納得しないだろう、そういうことで考えております。

そこで、新しいハーベスターを導入し、そしてその組織をつくるというその支援策ですね、新しいそのハーベスターを導入するというそういう計画があるかどうか、まず、それをお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） さとうきびについてはですね、もう全くおっしゃるとおりでありますて、先ほど議員さんのおっしゃったほかに、そのハーベスターの必要性というのは、今回は特に予想を上回った生産高になりましてですね、最初2万7,000tだったのが、今3万2,000tあるんじゃないかと。あるいはまた、3万5,000t近くあるんじゃないかという声まで聞こえる状況にありますて、相当ですね、農家の方々に御無理を、ということは逆に言えば、またハーベスターのニーズもまた増えてきているということになろうかと思っております。

私どもといたしまして、昨年、組合をお願いして何とか町の方で助成をして組合をつくっていただこうということで相当やつたわけありますけれども、その希望者がなくてですね、非常にタイミングを失つたわけですが、今後は、もしそれが組合をつくってやるという個人のあれがなければ、糖業振興会の方で購入してやろうということで、既に県の方にもお願いをしてですね、両面の考え方で今進めているところであります。早急にそれを実現したいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） はい、ありがとうございます。

このハーベスターを基軸にしたそういう組織づくりというのが、なぜ必要なのかということで先ほどのその資料のですね、見ていただきますと、先ほども言いまし

たように、だんだんと増えてきておるということで、もう歴然としておると思います。ただ、それと反比例してですね、この資料2のところに、さとうきび作業委託意向調査結果というのが載ってございます。これには、①のところには、その作業委託を希望するというのが350名、ないというのが427名ございまして、②のところに、今後これを委託をするかという質問について、あるというのが362名、ないというのが415名ありますよね。これについてちょっと私が心配しているのは、今後415名の方が、ないというふうに答えられておるんですが、これは単純な計算をしてみますとですね、これは間違っているとは思いませんが、その415名の数字の中から、この資料1のですね、A1とA2の方、55名と106名を引いた数字が254名残るんですね。その方はもう完全にさとうきびを止めるとということかという、そういう懸念がされるわけなんすけども、これについてプロジェクト会議では、どういう分析をされていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、私どもも今議員の方から御指摘がありましたような問題を抱えておりまして、先だって2月17日に、農畜産機構の鹿児島事務所の方から担当の所長さん代理はじめ県の中央会、それから県の農産園芸課、それから大島支庁の担当者を交えまして、この与論町の組織づくりについて協議をいたしました。その中でいろいろと要件緩和をこれまででも要望をしてまいったところでございます。先だってのこの会議の中で、農畜産機構の方でこれまで収穫作業につきましては委託、その基幹作業の中にもそういった認定農業者だけしか受託者はなれないとか、あるいはまた作業の分担は収穫作業は一括でやるのが当たり前といったようなことだったんですが、これまでその制度緩和を要求した中において、すべての認定農業者がその受託者になれるという方向に制度が緩和されました。それからまた収穫作業においても、これまで全体を収穫から搬出まで一括ということでございましたけれども、今回の改正では、刈り倒し又は搬出だけの委託だけでもいいという方向に、この制度が変わってきております。

したがいまして、更にこの時点で私どもの方からもいろんな、であれば何とか個人で少しでも負担の少ない方法ができるいかということで今防除だとか、それからほかの作業体系も組み入れて、その制度緩和を要求いたしております。

そういうことを踏まえながら、今度どうしても夏の7、8月までには、国の方に要件の申請をしなければいけませんので、それで国といたしましては夏ごろということでございましたけれども、それでは遅いと。何とか早めにその結論を出して教

えてくれということでお願いをしておりましたけれども、今度3月25日に農水省からその担当官が来られまして、25日の午後6時から中央公民館でも説明会を開くということになっております。これが最終の結論になりますので、その結論を待って、更にこういった方々を説得の材料にできるように。そして、もう1回この要件に適合した組織づくりをしていこうということで今関係機関とも調整をしているところでございます。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 大変ありがとうございます。先ほども何回も言うように、この問題については大変難しい。しかし、急々にやらなければいけないということより難しいということですが、やはりここはですね、さとうきびが、もしつくれなくなったらどうなるかということを考えたときに、今の与論の農業のバランスが崩れて変な方向に行きはせんかなというふうに大変危惧しますので、やはりこれは、さとうきびを存続するということは与論の農業を存続するということと、それからまた発展させていかなければいけないためには、さとうきびの底力というのがやはりありますので、それをよくまた吟味しながらですね、どうかこの問題については強力に推進していただきたいというふうに思います。

私が今まで質問したのは先ほども言ったように、農家がさとうきび離れをしてはいけないということの1点でございます。

今度、池田課長は、めでたく御定年ということのようですが、農政に関しては、池田課長が一番詳しい方で大変残念に思うんですけども、この問題については、後任の課長の方にですね、詳しく引継ぎをしていただいて、また、より一層の推進をしていただくようにお願いいたします。

それでは、観光について、お伺いをいたしたいと思います。

先ほどの教育長の答弁にありましたが、ここにはですね、あまりにも私の考え方とちょっとかけ離れた、ちょっと難しい学問的な域に入ってきてているようですが。私が申したいのはですね、先ほども言ったように、「ゆんぬちゅぬ島や、いにくさやあしが鍋ぬすくな中に、ぐくぬたまる」と、この歌というのは、やはり先ほども言いましたように、私どもの先祖が先人の方々が、この小さな自然環境の厳しいこの中で、みんなで知恵を出し合って生きてきたというその証の、その先人の方々の遺跡というんですかね。分かりやすくていいえば、例えばですね、アジニッヂェー屋敷跡とか、ああいうところも整備をしながら、ここはこういう歴史のアジニッヂェーという方は、当時の与論の豪族というんですか、与論を治めたそういう当時の支配者であったということありますので、やはりそういう歴史もあるんだよというのをですね、前面に出して整備をして、それを観光の資材に使えないかということで

御質問もさせていただいたんですが、3,000年、4,000年昔のその史跡をですね、発掘してどうのこうのというのは、それはまたできれば幸いですが、急々にというのはまた無理でしょうけども、そのことについては長い年月でまたやっていただきて、この急々なこの財政難の中では、やはり観光を盛り上げていくためには、こういう身近な私どもの先祖が残したいろんなそういう資材というのを活用するというのも一つの手じゃないかなと思います。

私がそう思ったのはですね、今、映画界で話題になっております「おくりびと」という映画がございますよね。そのおくりびとという中で、その映画が今度アメリカのハリウッドでオスカー賞をとりました。その映画の中の納棺夫というその職業が大変外国人の人たちに話題になって、すごく好感を持たれたという映画なんですが。この納棺夫の仕事というのは、私どもが常日ごろ、親族、家族が行っている自然な形で行っている作業であります。これは、やはり私どもが持っている、与論町民が持っている家族愛、人間愛、そういうものが現れているんじゃないかなというふうに思います。そういう与論島民が持っているそういう心の奥のものを先祖の遺跡に託して、表にして、そういう史跡を資材に使えないかなということで私は質問したわけですけども、いかがでしょう、町長と教育長のお考えを。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 観光を考えたときに、与論に一番不足しているのが、そういう島内のですね、観光資源、特に文化的な資源というのが非常に不足している。それともう一つは、雨天時にどう対応するかという問題点が非常にあるんじゃないとか。

つい先日も、観光課長とそのことについていろいろと議論をしたり、今後のことについて話し合いましたけれども、この今御指摘の文化面ですね、私どもが、先人が今までこの島をつくり上げてきた道のりというのは非常に長い道のりがあって、またそれだけ重みのあるものだというふうに考えております。それを観光客に知ってもらう、これがまた大きな資源じゃないかというふうに考えております。こういう点もですね、今後、その今おっしゃいましたいろんな名所旧跡のところの説明とか、道順とかですね、分かりやすいような対策は早急にも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） この御答弁の中にも記しましたが、このヤドゥンジョウと上城などの、ヤドゥンジョウは昨年建てましたけど、この説明用の看板を立てて、広く島内を訪れる観光客等の皆さんに理解していただくための手立てを講じておりますが、これを更に観光パンフレットの中に、どこどこに、どういった遺跡があると

いう辺りも紹介していけば、更にそういったことでの観光資源の活用ということにつながるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 2番。

○2番（林 隆寿君） 立札なり、そういうしるべも大切ですけども、やはりその辺りのですね、この整備というんですか、公園化、小さな公園化。あるいは、きれいな形で整備するというのも私は大変大切ではないかなと思います。また、そういうパンフレットの中にもですね、歴史の物語をつくって、こういう物語で、この史跡は、この物語のこういう人物の方の史跡ですよというふうにやっていたいたら、もっと観光客の方も興味を持って見て回っていただけるんじゃないかなと思います。今はもうほとんど自転車あるいはバイクで回られるような、そういう世の中でございますので、やはり歩いて回るということは大変ですが、今の方々はもう自転車・バイク等で、いろんなそういう史跡巡りというのもやっていただけると思います。

特に、私が今考えているのは、Uターンではないんですけども、与論島出身の4世、3世の方々が、自分のルーツを探しに、ルーツを求めて来る、そういう一つのツアーというのもつくっていけば、その人たちのための、そういう一つの道しるべと、そういうことにもなろうかと思います。若い人たちばかりでなくて、やはり私どもの親類あるいはそういう方々、2世、3世、4世の全く生まれてこの方、与論に帰ってきたことがないという方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方々をツアーを組んで呼ぶなり、あるいはまた個人個人で呼んで、親戚のうちに泊めずに、あちこちの民宿とかに、旅館とかに泊めてという形もいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、確かに史跡はすごくお金がかかる、そういうことなんんですけども、今言いましたように、あまり金のかからないと言ったら語弊がありますけども、今手が付ける、手の付けるようなそういうところから一つ一つ地道にやっていく。これが先ほども言いましたような身の丈の観光という言葉に当てはめられるんではないかなと思って、考えているところであります。

いろいろ要望を言いましたけども、この点についても、是非御尽力をいただいて、よろしくお願ひいたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、2番、林 隆寿君の一般質問を終わります。

次に進みます。次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） 21年3月、平成21年第1回定例議会の一般質問を行います。

質問の前に、長い間本町に奉職された池田一郎課長、杉田愷孝センター所長、沖吉明税務課長をはじめ、在席されてませんが、山下澄子さんの4名の方が、今回勇退されるということで、長い間、本当にお疲れ様でした。退職を控え、様々な思いや懐かしさなど胸に去来するものがあろうかと思います。退職されたら、まず最初に健康診断を受け、身も心もリフレッシュされ、新たな生活に健康で一層まい進されることを願い、お別れのあいさつとします。まだちょっと早いですけど。長い間、本当にお疲れ様でした。

さて、これから一般質問に入ります。

1 観光産業施策について

(1) 大型観光施設の閉鎖に伴う収容力の減少が、観光産業及び空路確保等に大きな影響を与えないか、観光客の収容力や質向上のための施策について見解を伺いたいと思います。

(2) 観光宿泊業者及び民泊受入れ施設の所有者のうち、希望者向けにリフォームや新築等の支援策を検討するつもりはないか伺いたいと思います。

2 高齢化社会に向けた施策や計画について

(1) 健康増進と医療費抑制の観点から、町補助による肺炎ワクチンの接種を検討できないか見解を伺いたい。

(2) 道路の交通安全確保のための段差解消や、道路から公共施設・民間商業施設へのバリアフリー化を更に推進する必要があると考えるが、見解を伺いたい。

(3) 地産地消、特産品開発を推進する原動力として、シルバー人材の支援や参加を促す施策が必要と考えるが、見解を伺いたい。

3 乳幼児医療費助成等出産・子育て支援の一層の充実について

(1) 出産・子育て支援策の一層の充実を図れないか伺いたい。

(2) 乳幼児医療費助成を拡充して、義務教育期間の15歳まで助成できないか伺いたいと思います。

続いて、質問者席から質問したいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、1の(1)についてお答え申し上げます。

与論観光の全盛期である昭和54年・55年に120軒余り（4,500人泊）存在した宿泊施設も、大型リゾートホテルの進出や観光客の減少によりその大多数

が廃業し、昨年末現在、ホテル7軒、民宿22軒の計29軒（1,700人泊）で与論観光を維持しているところであります。

そのうちで、閉鎖される施設の収容人員が250名と大きなウエイトを占めますが、1年を通じて宿泊施設の不足が生じた現象は、唯一ヨロンマラソン大会開催時のみありました。

更に、入込み客だけで対比した場合を概算で申し上げますと、平成元年の9万2,000人に対し、約5,000名（5.4%）、平成19年6万2,000人に対し、約3,000名（4.2%）の利用とお聞きしております。しかも、その施設への入込みの大半が船便を利用していたお客様ということなので、空路確保対策に大きな影響が出るとは考えておりません。ただ、施設の持つネームバリューや系列船会社等との連携を考えると、青少年の船や学生サークル等の団体誘客活動に全く影響がないとは言い難いと思っておりますが、既存の隣接する宿舎等を利用した受入れについて、キャリア・エージェントや施設間で連携を密にし、閉鎖に伴う影響を最小限に止めてまいりたいと考えております。

誘客対策としまして、夏季シーズン及び卒業旅行等をターゲットとした大学生協の窓口研修の実施や沖縄北部地域と連携した修学旅行の積極的な誘致を推進しております。

また、農漁村民泊及び長期滞在体験型観光を目指し、足元にある資源を活用し、第1次産業従事者へも観光のメリットが及び「ゆんぬツーリズムの推進」や後継者の育成など新たな人材の発掘を図りながら、お客様のニーズに沿った対応に努めてまいります。

次に、1の（2）について、お答え申し上げます。

本町の宿泊施設は、昭和54年・55年の観光最盛期以降に建て替えられた建物が多く、既に築25年を経過した施設が大半です。

観光の全盛期のころは、学生ツアーがほとんどでしたので、グループごとの大人数で宿泊できた間取りから、お客様のニーズに沿ったツインあるいはシングルルームへの内部改造をしながら対応してきた経緯があります。

観光の長期低迷により、現施設の維持管理すらままならない状況が続き、その後の新しい宿泊施設のオープンに至っておりません。

御指摘のとおり、何らかの打開策を講じなくてはならないのですが、現行といたしましては、各金融機関の融資制度を活用していただく以外に方法はないものと考えます。

今後の対策として、農漁村体験宿泊については、先進地で導入した事業を参考に国土交通省・農林水産省・文部科学省等の事業内容を検討しながらお客様のニーズを

見きわめた上で、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2の(1)について、お答え申し上げます。

町内の高齢者の人口及び高齢化率が右肩上がりで増加する中で、近年御承知のように高齢者の方々を中心に医療費が相当伸びてきている状況にあります。

この医療費を抑制するためには、健康診査や各種検診等の受診率の向上はもとより、感染症対策等の予防医療の推進、あるいは町民の健康づくり対策などに力点を置いた施策・事業をこれまで以上に進めていく必要があると考えております。

例えば、その医療費抑制策の一つとして、現在65歳以上の高齢者を対象にした予防接種、インフルエンザワクチンの接種について補助を行っており、相応の成果を上げているところであります。

御提案の肺炎ワクチンについて、インフルエンザワクチンと同様に補助をということですが、肺炎ワクチンにつきましては、インフルエンザの接種単価に比べて3倍から4倍の費用単価がかかることも考慮しつつ、補助事業の導入については、今後の検討課題として慎重な判断をしてまいりたいと存じます。

次に、2の(2)について、お答え申し上げます。

平成18年から新たに制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(新バリアフリー法)によって、各種公共交通機関の旅客施設及び車両船等、道路、道路外駐車場、公園その他不特定多数の者が多数利用する施設建物は、各施設管理者が、国又は地方公共団体の基本方針・基準に基づき、適宜改善すること。」となっております。

本法に基づく省令基準によって、道路と歩道との段差解消や、港湾における屋根付き歩道の設置、身障者用公衆便所の整備、新築公営住宅の整備、ゲートボール場や福祉センター等各種集合施設のバリアフリー化仕様について配慮しているところでありますが、今後とも要改善箇所につきましては適宜改善し、施設利用者の円滑なる移動が促進されるよう取り組んでまいります。

次に、2の3についてお答え申し上げます。

本町を取り巻く昨今の産業経済の低迷と生活の先行きに不透明感が増す情勢の中で、地場産の特産品の開発及び地産地消の推進は、今後の産業振興ひいては町全体の経済浮揚につながる重要なキーワードの一つと考えております。

シルバーハウスの活用につきましては、以前の議会においても御提案をいただいたことを受けて、平成18年度に事業活動に係る人材登録希望者及びその活用に係る調査を行ったところ、同センターの利活用のニーズはほとんど認められなかつたところです。

その調査結果を踏まえ、当時の一般質問の答弁におきましてお答え申し上げてお

りますが、同センターの設立及び運営助成に係る費用並びに事業効果等について検討した結果としまして、本町においては設立のニーズと機運は十分に熟していないとの結論を得ております。

現時点におきましては、現下の厳しい財政状況の中では、多額の一般財源を必要とする同センターの設立と運営について、行政主導で進めていく手法は好ましくないものではないかと考えているところです。

なお、今後の社会情勢等を考慮しながら、引き続き将来的な検討課題とさせていただきたいと思います。

3の（1）について、お答えします。

出産や子育てをめぐる環境づくりについて、持続的に取り組んでいくことは、もとより重要な行政課題であります。

現行の支援事業につきましては、まず町の出産支援条例により、生まれた子ども1人に5万円を支給する制度を平成17年度から行っております。

また、県の御配慮をいただいて本年度から実施しております島外出産支援事業につきましても、少子化対策の一環として相応の事業効果を上げつつあると思っているところです。

なお、母子保健事業による妊婦・乳幼児健康診査に係る費用の助成につきましては、平成19年度に、受診2回までの町費負担を5回に増やしたところですが、国の生活対策における出産・子育て支援の拡充施策と併せて、平成21年度からは受診14回までを公費負担とすることとしております。

島の未来を担う大切な子どもたちを支援するため、これらの施策・事業の一層の充実について、今後とも努力を続けてまいる所存でございます。

最後に、3の（2）についてお答え申し上げます。

現行の乳幼児医療制度につきましては、昭和48年度から町の条例により、医科診療について、6歳未満の乳幼児を対象に医療費の自己負担分を県費と町費で助成し、歯科診療については、4歳未満の乳幼児を対象に同様の助成を行っている制度であります。

この助成制度については、県が歯科に係る医療費助成の対象年齢を、平成22年1月ごろに医科と同じ年齢（小学校就学前まで）に引き上げる制度改正を行う予定との情報がありますので、来年度中に町条例の一部改正を上程する予定にしております。

なお、この条例・制度の対象は乳幼児ですので、御提案の15歳までの児童が対象となりますと、新たな町単独での医療費助成条例の制定はもとより、対象児童に係る医療費の増嵩とも合わせて相当の財源負担が想定されるところであり、

現下の財政状況をかんがみますと、無理があるものと考えざるを得ず、慎重な論議が求められるところでございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 観光施策についてですね、お伺いしたいんですが、大型観光施設は、ただ単に、イベントだけの収容人数が、それに対して対応できるということだけではなく、御承知とは思いますが、エージェントの方とか各、例えば沖縄の方に旅行されたときに、各イオンとか、そういう大型デパートの中には必ず旅行コーナーがだいだいつくってあります。その中のパンフレットとか募集状況を見ると、一番できめんにそれがよく分かるんですよね。その中で、本町のいわゆるそういう商品を発売しているパンフレットは、主にプリシアさんと観光ホテルでございました。そういう意味で収容人員のイベントに対するうんぬんもさることながら、本町の営業とかセールスにおいて、この大型観光施設の閉鎖というのはですね、目に見えない形で相当な影響があるんじゃないかな。

それと、イベントだけではなく、常日ごろの営業活動もありまして、飛行機の搭乗率にもボディーブローみたいに、かなり影響が出てくるんじゃないかなということを、かなり私は懸念しております。

また、近年、見られると分かることだと思いますけど、官公庁が去年の10月ですか、新しく設立されて、その中でも旅行業法が改正されて、近隣市町村への旅行についてですね、中小業者が簡単に旅行商品をつくれるように、いわゆる旅行業法が改正されているとも聞いております。この点からも沖縄付近あるいは奄美など、県内からの誘致にもですね、かなり影響があると。御存じだと思いますが、与論本町内では、たまに沖縄のいわゆるレンタカーナンバーの車がよく走っているのも見られることがあると思いますが、これもですね、船とレンタカーをセットにしたツアーによって、沖縄から来ている観光客がほとんどなんですね。だから、そのことも併せて、この大型観光施設の閉鎖に非常に影響があるということとともに、今後このような大型施設の建設は非常に難しい時代に入っていると。

そのことについて、では、どういう具合に対処しようか。答弁書の中にですね、何らかの打開策を講じなくてはならないのですがということで一刀両断に切っている感じなんですけど、私はこれを政策誘導でこれをどうにかやっていけないと。ホームページを和歌山県なんかも見ますとですね、いろいろやっていますが、私は、いわゆる政策誘導ですね、この辺のいわゆる施設の更新だとか、あるいは建て替え、あるいは設備の充実、それについて、いわゆる何らかの施策を町独自のみならず、県とタイアップした形で進めることなんかもですね、是非執行部の方に求めたいと思うんですが、この辺についてですね、町長に伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもとしてですね、一番メインになっているホテルの閉鎖ということについての打撃は、もう大変なものでありますし、私ども行政としても、できるだけのことをせんといかんということで、つい先日、東京で会合がございまして、その間でいろいろとですね、福祉関係に利用できないかとか、あるいはリニューアルして更に観光のあれができないかということで2、3の関係の方々のところを回ってきたわけでありますけれども、なかなかですね、現在の考え方として、使えない部分があって、その処分がですね、非常に加算されるということで金額的な面でなかなか折り合えない状況にあるわけです。あまりにも両者の考え方の差がございましてあれですが。

私も行政としてですね、政策でその資金的なものを何とかできないかということは、もう常に考えているわけでありますが、現在のところ、なかなかその対策というのが、過去53年・54年、非常に観光がピークになりました、それから61年以降が急激な落ち込みが出てきてやっているわけでありますが、そのしづ寄せがずっとじわじわと、先ほどおっしゃいましたボディーブローじゃないですけれども、じわじわと各施設にですね、来てまして、非常に今、はっきり申し上げますと、金融機関にお願いできるような状況でないのが現状であります。それを救うのが政策ということになるかと思いますが、私ども町の財政の規模からいきましてですね、個人企業に対しての対応というのがなかなかやりづらいといいますか、できない状況であります今、苦慮しているわけでありますが。一部可能なのは内部のですね、そう大して費用がかからない部分の改築とかリニューアルについて何とかですね、その道が開けないかということで今、観光元年も併せて模索を今しているところであります。

それと、もう一つの対応といたしまして、大型施設が閉鎖するということで今のところは、修学旅行等については即対応いたしまして、支障のないように今対応ができている状況にあるわけですが、ヨロンマラソンとか大きなお客様が来られるときの対応についても、民泊、個人の家に泊まれるような体制づくりを早急にやろうということで、去年から始めているわけですが、今年一杯来年に向かっても、きちんとした対応ができるように今その対応をしている最中であります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 課長にお尋ねしますけど、改めて聞きますけど、今回マラソン大会で何件の民泊があったかどうか。それだけお答えいただきたい。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 11件の28名を受入れをしてございます。

- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） この11件の民泊されている宿泊施設は、旅館業法に基づいて許可を得た施設ですか。
- 議長（町田末吉君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（久留満博君） 旅館業法に則った施設じゃなくて、役場の観光課のOBの方々をお願いをいたしまして、対応したところでございます。
- 議長（町田末吉君） 5番。
- 5番（喜山康三君） これは厳格にいうと、旅館業法違反でですね、本来お金を、対価をもらって、そういう形で宿泊した場合は、お手元に課長と町長の方には資料をお配りしたんですけど、すみません、急きょ、町長と課長だけにやっております。いわゆる民泊といえどもですね、法律に則った形の旅館業法に基づいた手続きを経た形で許可された施設でしか民泊の法律上はできることになっております。民泊だから、どこでもかしこでも簡単に泊められるというそういうものではございませんので。

それで、これ和歌山県の資料をですね、ネットで調べたんですけど、いわゆる収容人員が5名以下の場合は、いわゆる規制緩和で簡単な手続きでその許可が出るような対策をとっております。果たして鹿児島県で調べたけど、一向に出てこないんですね。県の対応の在り方そのものから、そういう政策への在り方、許認可についてもですね、全然違うと。取組の姿勢が違うと。この辺についても県に対して規制緩和をもっとされてやっていただけないか。それを早急にしていただきたいと。

それと、和歌山県の場合は、いわゆる水回りとかトイレとかですね、その辺の増改築に対して50万円の補助を出しております。今、今日、建築業界とか、業界の方々が非常にこういう不況の中、あえいでおります。あえて言わせてもらえば、今年度のですね、観光管理の予算を見ても分かると思いますがですね、ここ何十年も予算の使い方の中身がほとんど変わらないんですよ、金額は変わっても。いわゆる島外へお金の持ち出しが多い。このお金を何とか島内の業者の方々とか、いわゆる波及効果の多い島の方々に財布にお金が落ちるような施策に転換できないか。これは何も観光関係のみならずですね、水道行政でも、いわゆる水道取り上げた場合ですね、町は40年来の観光ブームの初めのころ、慌てふためいて、もう畑の中にやぶの中を引きずり回して配管した管路もまだあると聞いております。これらをですね、是非島外に出るような予算配分じゃなくて、業界の方々そういうものに少しでも仕事が回って、なつかつ、いわゆる施設更新だとか、サービスの増強、あるいは経費削減のためにですね、いろんなお金の使い方があるんじゃないかなと、つくづく私はそれを思っております。

そして、観光に戻った場合、今の観光というのは、ほとんどですね、もう御承知だけど、インターネットで調べて自分で旅行者にネットで、いわゆる何箇所かにサーチして、あるいはまた見積りを取って、見積り調査をさせて、それで来るというお客様が結構いらっしゃるんですよ。そういう意味でも観光に関するホームページの策定の在り方、誘客の在り方についてですね、もう少しひと工夫、ふた工夫が必要じゃないかと思います。

この辺についてですね、町長、御見解を。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御承知のように、観光でやっていこうということで島のみんなが観光元年ということで今観光に向かってですね、みんながまい進しているわけでありますが、御指摘のその予算面の使い方について、島外から出していく金が非常に大きいという御指摘でございますけれども、その点、私ども観光産業に携わる者もですね、そういう感は否めないわけでありますが、ただ、ほかの地域と比べてですね、与論からの島外への発信というのが非常に何といいますか、インターネットだけで済めばいいわけですけれども、実際に観光誘致の活動をしたときに、ほかの地域と比べて相当の差が出ていると、そういうマイナス面があるわけであります。それはもう地理的条件でやむを得ないことでありますけれども、できるだけ島に還元した何といいますか、観光資源が残るような、あるいはお客様対応できるような島内の整備充実にですね、今後は検討してまいりたいと思いますけれども、ただ今の予算で観光をやっていくのには、まだまだ考える必要があるんじゃないかなと。金額的にもですけれども、内容の検討も大いに検討する必要があるんじゃないかなということは今考えておるわけであります。

御指摘のその予算の使い方については、再度また検討してまいりたいと思いますけれども、今私ども、50歳以上の方はほとんど与論島を知っていますけど、以下は与論島というのを全く知らない状況でありますて、ある程度、この観光元年を掲げて、島の存在というのを知つてもらうのは行政の努めで、あとお客様が島まで来るのは、また宿泊施設のお客さんや業者や個人でやるようにということで、分担でやろうということで今それを進め始めているところですが、今後ともいろんな両面からの検討をしてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 観光元年ということでですね、改めて自分なんかの足元を見つめ直して、私たちに足りなかつたことはないか。更に充実して、本来投資すべきものもいろいろあるんじゃないかということですね、是非その辺も観光課だけではなくですね、全課にわたつてもう一度見つめ直して、考えていただければと思いま

す。

次、2番に移りたいと思います。

高齢化社会に向けた施策や計画について、見解をお伺いしたいということで出しておりますが、やはりもう頭に超が付くぐらい超少子高齢化、超高齢化社会。超高齢化社会ということは、子どもが少ないから超高齢化になるのであって、子どもがたくさんおれば、決して超高齢化社会といわれるはずはありません。私は何といつても原点に返るというわけじゃないんですけど、やっぱり経済の不景気はいろいろあって、仕事がうまくいったり、いかなかつたりということは、やはり長い間の中ではありますけど、子どもを育てるためのいわゆるよく言えば、出産・育児に対するいわゆるナショナルミニマムというような、本来、国家できちっと確立すべきではないかと思いますが、各自治体のいわゆる財政状況によって地域差が出て、それにまた子どもたちの学力や、そういう面に多面的な形で格差が広がるというのは、そもそも本来、私たちが望んでいる社会ではないことは確かであります。

しかし、こういう制度の中にある以上ですね、政策として政治に携わる一人として、やはり子育てとか出産、その子どもの医療については、並々ならぬ配慮をすべき時代じゃないかと。本来それをもっと前に国や自治体が取り組むべきものですね、今まで今までなおざりにした結果が、こういう状況を生みだしていると、私はそう思ひざるを得ません。町長にもいろんな形でお願いはして、出産支援条例も本当に近年、地方自治体の中でこれだけの制度をつくったのは本町だけではないかと自負しております、町長に深く感謝しております。

そういう意味で特に今回、保険料の値上げの件もありましたが、やはり保険料の値上げは、これは病氣が出たから医療費がかかるという考え方もちろんありますが、もちろんその予防医療をどうするか。あるいは、その予防のために様々な政策を講じておりますが、私も肺炎ワクチンを今回、一昨年から新聞で何回か拝見しておって、お年寄りが亡くなるときには、診断書には肺炎と書くから、年取って肺炎でなくなるのは仕方がないなという、すごく安易な気持ちでそれを見ておりました。しかし、先般、新聞にもまた出てきましたんで、どういう意味だろうかということで製薬会社をはじめ、いろいろ調査しましたところ、これは普通のワクチンではないんだと。インフルエンザの場合は毎年毎年やりますけど、日本でのこの肺炎ワクチンの場合は、一生に1回ということでございまして、毎年この予算を使うわけではないんで、そういう意味でも、この肺炎ワクチンがすごいものだということで、お手元に資料をお送りしておりますけど、いわゆる循環器系の病気とか、肝炎だとか、いわゆるひ臓とか、人間の体力・免疫性が総体的に下がるときにですね、この肺炎ワクチンというものは、その抗体を引き上げる力があるんだと。イン

フルエンザワクチンと併用すると、そのインフルエンザワクチンの効果も更に高めるというですね、非常にお年寄りはもちろん、今薬を服用していて、その薬によって、いわゆる免疫が低下している方に対しても、かなり効果があるというすばらしい薬だということが、これで私も分かりましてですね、医療費の削減と老人がまた病気になられても重篤しないという一面もありますんで、町長の執行部の方で研究されてですね、是非この点を御検討いただけたらと思いますけど、その点についていかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 大変申し訳ないと思うんですけども、勉強不足で、その考え方を今まで持っていないくて、対応が非常に遅れた感をするわけですが。

インフルエンザは、現在1,000円ですか、1,500円を町でやっているわけでありますけれども、今回御指摘を受けましてですね、課長とも今話し方でそれとも、半額はできなくてもですね、できるだけの予算で何とか検討すべきじゃないかと。金額がどれぐらいになるかというのはさておいて、その考え方を前向きにやるべきだということで今話合いを始めたところであります。検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

それから、私が、この項目には出しておりませんが、先般の委員会の中でも保健センターの方々にも要望したんですが、この医療費の高騰というか増額は、高齢化によって避けて通れないところが確かにありますが、これを抑制策をやっぱり講じる必要があると。そのために、ある意味では現場で働く保健センターの方々とか、そういう予防にかかる方々の使命というものは、かなり今後この能力とかについてですね、問われていくんじゃないかと。町長も御存じだと思いますが、この医療費について、どれだけ抑制ができたかとか、どれだけ健康増進が地域でできたかということに対して、いわゆる厚生労働省の方では、一定のペナルティを付けたり、あるいは交付金によって報奨制度を設けようとか、そういう話もいろいろ聞いております。やはり地域の健康は、地域の皆さんとともにつくるという観点からもですね、保健センターや、そういう方々のですね、いわゆる役目が今度重要な位置を占めてくると思います。

それで私の提案はですね、いわゆる個人カルテというんですか、いわゆるメタボリックというか、そういう個人カルテ、データベースをつくって、この方は例えば健康診断を受けてあるかとか、あるいはどういう予防接種をしてあるかとかですね、この辺をですね、そういう方々の力でいわゆるローラー作戦ですね、1回そ

れをやってみたらどうでしょうか。そして、それでその人に対する健康指導とか、いわゆる食生活の在り方、いわゆる飲酒や喫煙の在り方、そのことについてもですね、きっちと健康指導、そういう体制を与論町、島ぐるみで対応できるような何かその組織づくり化を立ち上げていただけないか、その辺については、町長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今おっしゃることが実現できれば非常にすばらしい、いわゆる行政で町民各この健康管理をするということになるかと思いますが、ただ、それに伴った財政措置というのがですね、非常に大きなものがあるんじゃないかなと。やっぱり今後の大きな検討課題の一つにはなるかと思いますけれども、一応今後は検討してまいりたいと思いますが、早急に実現というのは、今の経済状態ではちょっと困難なところがあるんじゃないかなと思うわけでありますけれども。今後また将来のですね、島の在り方についての一つとして、検討していく必要があるんじゃないかなと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはもう待ったを言わせない時期に差しかかっていると思います。本当に現場を、健康保険とかに携わる方々、特に課長、ひとつ今のようなやり方ではもう駄目だと。何か新たな施策、そして、そんなに私は金はかかるんと思うんですよ。特別な施設を必要とするとか、そういうものではなくて、いわゆる保健関係のデータベースをつくってフォーマットをつくって、先般も宮古島の方ですね、それについて何か出たということを新聞で拝見しましたが、こういういわゆる予防医療の取組についてですね、どういう施策を今後やってなくちゃいけないか、どういうことをすべきかということですね、課長さん、もし温めているものがあれば伺いたいんですけど。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 有り難い御提案・御意見、本当にありがとうございます。喜山議員さん、本当に勉強されていらっしゃってですね、私自身もですね、非常に勉強になりますし、こういう情報があったんだなというのを今回の肺炎ワクチンにしましてもですね、非常に私も非常に勉強不足ですね、喜山議員さんの資料もいただきながらですね、なるほどこういうことだったのかということで非常に感銘を受けております。

共に勉強しながらですね、私ども、やはり国保の問題につきましてもですね、非常に町民の皆さんに御負担をかけるということで、本当にきつい思いといいますかですね、つらい思いをしながら一生懸命取り組んでまいりたいと、そういう気持ち

でありますけれども。

おっしゃるように予防医療に今後ですね、力を入れていかなくちゃいけない。40歳以上を対象にしました特定健診あるいは保健指導、そういったことも国の施策ですけれども、おっしゃるように、これをちゃんとノルマが達成できなければ、ペナルティとしてまた後期高齢者医療制度の交付金に跳ね返ってくるというような、システム的に市町村のお尻を叩くというふうな状況になってまいりまして、しかしながら、当然肃々と進めながら、またおっしゃるように予防医療の一つとして、例えば肺炎ワクチンの助成について半額あるいは3分の1、あるいは一定の財政状況を見ながら調整をしていくということは非常に大切なことだというふうに思っております。

今後とも、御意見いただきながら、共に勉強して、予防医療、町民の健康づくり、そういうことを進めることによって、医療費を少しでも抑制していくという方向に努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 高齢化については、医療問題も大きな問題ですが、高齢化したときに、地域の方々と一緒に楽しく生活できる時間を持てる、そういう場を求めるということは、お年寄りにとっては非常に心も体も、ある意味では健康になる一つだと思います。

今の島の公園の在り方、あるいは道路のつくり方、その辺を見た場合ですね、本当に高齢者や障害者、いわゆるそういう方々にやさしい社会になっているだろうか。私たちもいずれ老いて、ある意味では障害者になると言っても過言ではありません。そういう意味ではありませんが、やはり障害者やお年寄りの方々にやさしい社会というのはですね、ある意味では、その社会のすばらしさのバロメーターの一つではないかと思います。その意味では、今いるシニアカーですか、電動カーで町内をいろいろ動いているお年寄りの方から、「あまりに凸凹が多くて腰にくる。それでも舗装はしてるけど、なかなか出かけにくい」と、そういう苦情もあります。そういう意味で、道路のつくり方、あるいは配管した後のいわゆる補修のあり方、それについてもですね、もう少し一定の配慮が必要じゃないかと、そう思います。

先般、ウブンジュの通りについてですね、以前の産業課長にお願いして、お年寄りが通りやすいようにということで、一部は舗装していただいたことに対してですね、非常にお年寄りの方々からも感謝をいただきました。そういう意味ですね、与論町の役場のいわゆる斜路もありますが、斜路の入り口には、投書箱が掲げられて、ある意味では通行の邪魔になるような場所に箱が掲げられております。また、

あの斜路は、シニアカーとか、そういう形で立入りがしにくい車路になっております。もう少しその辺についてもですね、たくさんな予算とは言いませんが、少しずつ配慮していただいて、お年寄りが出掛けたい、気軽に役場にも来れる、そういう施設にもしていただきたいと思いますが、町長、この辺りについて、いかがでしようか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の御質問の内容でですね、特にその庁舎というのは、町民全員がショット中いらっしゃる場所であります。そのバリアフリーのトイレについてもですけれども、整備をしなきゃならんというのは、もう全くそのとおりであります。検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） もちろん財政需要がいろいろありますので、今ですね、少しの手立てでできることだけでもいいですので、やっぱりそれを少しずつでいいですから、是非お進めしていただきたいと思います。道路問題は、いろいろ図書館通りの今確保した後の安全性の問題とかですね、いろいろ道路の安全について、安全確保するためのいわゆる事業をですね、もう少し御配慮いただけたらと思います。

続いて地産地消ですが、これはですね、シルバー支援センターのことは、私が聞きしているわけではないんですが、いわゆるシルバー支援センターは、どちらかといえば、就職斡旋所みたいな形で、実をいうと和泊の方でですね、これをしたら業者に紹介したら、日当を払わなくてですね、その業者の日当を町が立て替えて払ったとかですね、そういうトラブルもいろいろ出てましてですね、あまり実態は、そんなにシルバーの方々にいいというか、町にとってもいいものではないということで現況は伺っておりますが。私が申し上げているのは、いわゆる退職されたり、引退された方々の何かをやりたいんだけど、何をしたらいいんだろうと。いわゆる仕事をつくってほしいと、いわゆるある意味では虫のいい話かもしれません、どつか仕事をつくってくれて、そこに私たちは働かせてほしいというですね、そういう考え方でしかできませんし、シルバーになってから新たに投資して、自分で仕事を開拓するということも、やはりリスクとか考えるとできない問題ですが、この辺についてですね、仕事をどういう形で、いわゆる行政主導ができるか。おんぶにだつこという意味ではありませんが、その辺について、町長の見解を。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、今ですね、パッケージ事業として今商工会がやっている、それは事業主体は町で、商工会に委託という形で国からの補助をいただいてやっているわけですが、その人材育成という面でですね、いろんな説

明、名所旧跡の説明とかですね、町もよく知つておられる方々をお願いして、いろんな指導をしたりして今それを手がけているわけですが、そのほかにもまた今後ですね、非常に特に観光でいきますと、いろんな形での御支援をいただくのは、もう高齢者しか考えられませんので、今後の対応をまた考えてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番、10分前ですので、時間配分をお願いします。

○5番（喜山康三君） はい。では、次の3番のですね、に移りたいと思います。

先ほども言いましたけど、出産・子育て支援に対しては、町長がいろいろと御配慮いただいて、本当に感謝しております。

たとえ不景気で仕事を失っても、子どもの医療と保育園と基本的な育児に対するものは、社会がもってくれるってなった場合ですね、お父さん、お母さん方、まだ十分に安心して子どもを産めるんじやないかと。私は、それをですね、与論町からですね、金額はたくさんとは言いません。少しずつでいいですから、まあつくった話が1,000円でも1万円でもいいわけですよ。そういうとっかかり、スタンバイ、ステップというものをですね、是非意気込みを見せていただきたい。また、すべきじやないかと思います。

子育て支援においてですね、与論町は先般、町民課の町永さんから資料をいただいたんですが、これについて0から6歳までが約368名。この中で出産・子育て支援ということなんですが、いわゆる保育料について、今度、平成21年度からいろいろな制度が出てきておるようですが、この辺についてですね、課長の簡単な、どういう支援制度が来ているか、どういう制度が変わったかですね、お分かりになれば。

09年度からは、出産一時金が一律4万円の引上げがなされるということでですね、35万円が39万円。今度また、医療事故とかに対する保険があった場合には、それは合計で42万ということですね、今回、出産に関するのがまた更に報酬というんですか、上がるということで来ておりますが、これについてですね、国保に対して負担が大きくなったら、國の方で補てんするということでは来ているみたいですが、この出産支援についてですね、今回特に14回のいわゆるその保険診療ですか、について出ているわけですが、これについて島外については、どういう状況にあるか。健診。先般では、全部町内でされているということですが、島外への健診については、どのような状況にあるかということです。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） これにつきましてはですね、医療機関と委託契約をしておりまして、県外の医療機関につきましても、主だったところは契約をしております。ですから、島内だけではございません。今のところ、県外の医療機関とは契

約をしておりませんけれども、実態を把握、そういうちょっと漏れのある部分が出てきているんであればですね、もちろんまたそれについて対応していきたいと思いますけれども、今のところ特に問題はないというふうに考えておりますけども。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 与論の場合は、ほとんど沖縄の病院と医療機関とのつながりが多いと聞いておりますので、子どもの医療助成制度とも絡めて、いわゆる沖縄県、特に沖縄県との医療協定については、今全然ないということをお聞きしたんですが、それでよろしいですか。医療協定みたいなもの。沖縄県の医療機関との医療協定は1件もされていないということですか。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 医療協定とおっしゃいますと、何を。

○5番（喜山康三君） ああ、ごめんなさい。医療費の支払いにおける。じゃなくて、いわゆる医療費を払うときに、全額払わなくちゃいけないとかですね、いろんな医療上の協定があると聞いているんですが、特段、沖縄県との医療協定はあるかないかで結構ですけど。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） すみません、ちょっと質問の趣旨がですね、よく理解できていないんですけども。高額医療費のことをおっしゃってるのか、あるいはまた国民健康保険のさっき出産・育児金がですね、38万円に引き上げられて、またそれが更に今後引き上げられるとなるという話はもちろん聞いておりますけども、そういうった絡みのことをおっしゃっているのか、よく内容がちょっとつかめてないですけども。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私の質問が要を得ないで申しわけございません。

子ども医療受給者証というのは、与論町では発行されておりませんですよね。ほかの地区では、いわゆるほかの区域外の医療機関に行ったときには全額支払いをしておりますが、これをいわゆる受益者負担というんですか、その負担だけで済ませるような協定等がありますが、そのことについて、今後もし研究されてですね、いわゆる子ども医療の在り方についても御検討していただけないかどうかということなんですけど。その点をじやあ要望しておきますので、詳しいことについては、また後ほどあれしましょうか。申しわけございません。

それから、歯科と一般についての補助の内容についてですが、昨日も委員会の方で問題になるというか、茶花の方の子どもの歯科の治療は受診率は高いけど、朝戸、与論校区とか、これは学校訪問でも町長も聞かれたかどうか分かりませんが。子どものですね、いわゆる歯科のいわゆる受診率が低いということと、虫歯り患率

が高いということですね、非常に保健センターの方々も憂慮されているところがありまして、いわゆる子どものいわゆる保険ですね、この辺についても何らかの対策を今打って、子どもの一生のことですので、その辺についても何か施策をする必要があるんじやないか。その辺も先ほどのいわゆる全町民の携わる保健リストというか、リストをつくられて、いわゆる健康管理ですね、中でこの方もですね、きっちといわゆる本来はもう自己責任でやるべきかもしれませんけど、そのことについても子どもたちの医療の在り方、受診率を上げるとか、特に歯科問題、歯科についてもですね、何らかの対策を講じる必要があると思いますけど、その点について、町長。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後、議員のただいまの要望についてですね、検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番、最後のまとめでお願いします。

○5番（喜山康三君） どうもありがとうございました。是非こういう大きな経済変動というときは、一つの大きな節目の時期であると思いますので、やはり大きな形でアクションプランもつくって、方針も大胆に見直しですね、是非来る超少子高齢化、超高齢化社会に向けてですね、住み良い社会づくりのために、是非執行部の皆様方の努力を是非要望して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（町田末吉君） ここで、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。

1番。

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2009年第1回定例会において、先般の通告に基づいて質問いたします。

まず始めに、今月で勇退されます池田産業振興課長及び沖税務課長、そして杉田センター所長におかれましては、長きにわたり町民福祉に御尽力くださいまして、誠に御苦労様です。町民を代表して、今後の御活躍をお祈りいたします。

昨年、アメリカで端を発した世界的経済の危機によって、日本経済は急速に悪化し、深刻な落込みを見せています。昨年10月から12月期のGDP（国内総生

産)は、12.7%の大幅なマイナスとなりました。ちなみに、1月30日に米商務省が発表した10月から12月期のアメリカのGDPは、年率にして3.8%の減であります。27年ぶりの大幅なマイナスとはいえ、日本は年率換算で12.7%と、それ以上のマイナスであります。これは、この間の構造改革路線が内需・家計をないがしろにし、日本経済を極端な外需頼みの構造にしたことによって、アメリカ初の金融危機という津波から国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩したことあります。内需拡大型の循環型地域経済構造に転換するには、与論島内の豊かな自然条件を活かした農林水産業の再生と雇用の安定を図ることが、地域経済を下支えする大きな柱であります。また、地産地消で食の安全を重視した地域づくりで、島内産農産物への消費者の信頼を高めることであります。

このことを踏まえ、1つ目に、本町の畜産農家においては、景気低迷による牛肉の価格の低迷と飼料の高騰は肥育農家の経営を圧迫し、それによる子牛の価格の大幅な下落と先行きの見えない不安も重なって、かつてない危機的状況に置かれています。今後、支援策を講じる必要があると考えるが、見解を伺います。

2つ目に、さとうきびの新制度、品目別経営安定対策が施行され、3年間の特例期間が切れます。本町では、特例要件A5での交付対象農家が8割を占めておりますが、平成22年度からの新制度に向けた対策は、万全に講じられているか伺います。

3つ目に、第4次総合計画第3期実施計画に基づく定員の抑制、正職員の削減は、臨時職員の増員を招いており、将来においては、臨時職員が数の上で大勢となり、重要な役割を担うことになると思われます。これに伴って、今後の臨時職員の役割や待遇が変わっていくことがあるのか、見解を伺います。

○議長(町田末吉君) 町長。

○町長(南政吾君) ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の1についてお答えいたします。

畜産の振興については、国・県の支援によります与論町肉用牛導入基金条例により、子牛導入に対し1頭当たり30万円の貸付けや、畜産農家が農協肉用牛導入資金利子補助事業により子牛の導入を行う際、毎年度2.5%の利子助成補助金の助成を行っております。また、畜産基盤再編総合整備事業による飼料基盤の開発・整備及び畜産関係施設・機械の整備、更に飼料生産対策事業による飼料作物収穫調整用機械の整備等を行い、飼料生産コストの低減と飼料自給率の向上及び家畜排せつ物の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応などを図ってまいります。

肥料高騰対策については、平成20年度国の1次補正予算による肥料及び施設園芸用燃料の価格高騰に対する緊急対策事業の実施により、肥料高騰分に対する支援

策を講じてまいりました。今後の支援策については、国・県の支援対策や町の財政状況をかんがみ、検討してまいります。

次に、1の2についてお答え申し上げます。

本年度、特例要件活用農家に対しアンケート調査を2回実施した結果、収穫作業（ハーベスター又は手刈り）や株出管理作業の委託希望が大半を占めております。この意向の結果を踏まえ、特例期間終了後の対策として収穫機械、株出管理機械が導入できるような受託組織の設立を誘導する方向で進めております。

また、特例要件活用農家に対しても個別に相談場所を設けて、御理解をいただけ るよう努めてまいります。

次に、2の1についてお答え申し上げます。

与論町自立化計画への提言（与論町自立化戦略会議から）及び与論町行財政改革集中改革プラン等における定員管理の適正化により、これまで職員定数の見直しを進めてきたところであります。

御指摘のとおり、職員数の減からくる職員の事務量の増加に伴う住民サービス低下等が見込まれる部署においては、やむを得ず臨時職員を採用し対応しているところであり、今後、臨時職員は重要な役割を担うことになるものと考えております。

現在、臨時職員の雇用については、与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規定の定めるところにより執り行っているところですが、待遇等については、今後、島内の各事業所や他市町村の状況を把握しながら検討していくきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 本町の子牛の相場というのは、やはり肥育農家の経営状況に応じて決定され、また変動する状況にあります。

それでは、その肥育農家の声を紹介いたします。長崎県の島原半島で和牛を肥育している農家ですが、昨年の10月から12月期の1頭当たりの販売価格が87万円、子牛の仕入れが、そのときは多少値段が上がってた感じもありまして、54万円。経費が43万円で、差引き10万円の赤字だそうです。20頭出荷すれば200万円の赤字、多く出荷すれば、それなりの赤字が増えてくる形になっております。えさ代としては、3年前はトン当たり4万円だったものが、現在は6万5,000円になっているそうです。和牛の場合は、輸入の牛肉の影響はなく、不景気による消費の低迷が価格に反映していると言っております。また、和牛はぜい沢品のようなものですから、3等級でこれまで1,900円だったものが、今1,400円だそうです。これがキロ500円違えば、1頭当たり25万円も違うということでございます。2等級になりますと、更に低くなっています、まさに

これではもう赤字だということなんです。これを受け、私どものその子牛の価格も、もちろん10万円下がるというような状況でございます。

今回の危機は、かつての口蹄疫、そしてBSE、このときと違い、やはり飼料の高騰、そして不景気、こういったものがやはりダブルパンチで、どうしても自助努力ではどうにもならない、こういう状況になっているというのが現状だそうです。

肉用牛に関しては、畜産物価格安定制度というものがございます。肥育農家に対しては、所得が家族労働費を下回ったら補てんするという肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン制度というものがございます。また、子牛の繁殖農家に対しては、肉用子牛生産対策補給金制度というものがございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、肥育農家のえさの高騰が重なり、赤字状態で子牛の価格もそれに連動して下がっているという、こういう状況でございます。また更に、飼料の高騰が追い打ちをかけているという、もう従来の制度では十分とはいえないような状況でございます。これに併せて、この景気がいつ回復するのか、こういう先の見通しも立たないような状況でございます。

当局としては、独自としてですね、これに対して、どのような支援策をお考えになっているか伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） ただいまの御指摘は、本当に今この国の経済情勢によりまして、農産物の販売がうまく価格がいかないとか、特にそれに併せまして、この牛の牛肉についても今御指摘のとおりでございます。

したがいまして、私どももこの対策をどういうふうにするかということで今、国・県にもこれまで要望してまいったところでございますが、現在のところといたしましては、先ほど説明した中にもありますけれども、この子牛のこの価格につきましては、今年の1月の時点で、与論の市場の平均が37万2,500円でございました。それで現在のところ、この肉用子牛の試算向上緊急対策支援事業というのがあります、これ基金を積み立てて県の畜産会がやっている事業でございますけれども、この事業につきましては、40万円を下回った場合に、3万円を上限として1頭当たり支援をしていくという制度がございまして、今現在この事業を活用いたしまして、40万円を下回った子牛につきましては、その下回った分の3万円までは限度でございますけれども、その範囲内で今1頭当たり支援をしておるという状況でございます。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 3月11日付の南海日日新聞の記事でございますけども、JAの鹿児島県経済連の見解にもありますように、母牛がですね、10歳以上の高お産

歴の母牛に対しては、本当に評価が低いんです。それで、早めの母牛更新をしていただかないと、全体の平均が下回るということで、このような指摘をされているわけです。このことについて、やはり畜産農家の方も承知はしているんですけども、どうしてもですね、自家保留をしたくても、お金が回らない。もう本当赤字の状態ですから、保留したくても、もう売るしかないと。だから、なかなか保留できないというような状況で、何とかできないかという声が多数でございます。そういう中でですね、以前は、その自家保留牛に対しても町有牛ですかね、肉用牛導入基金、こういったのが適用されていたと思うんです。最近はちょっと適用されていませんので、ぜひですね、これは、やはり自家保留牛にも適用していただきたい、このように思います。いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点ですね、今考えておりまして、是非実行していきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） やはりですね、こういう不景気のときにこそ、将来を見越してですね、優良牛を別の産地から持ってくるという、そういうまた事業も考えていただきたい、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、問題が出たときに、それを逆手にとって、将来の計画に備えるというやり方。これについては、前のBSEの問題のときもですね、母牛を入れ替えようという計画で2人の職員をですね、あちこち奔走してやった経緯がありますが、そのこともまた今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非取り組んでいただきたいと思います。

また今回ですね、3月競りにおいては、発育の劣る牛がですね、冬場の粗飼料不足と重なり、多く見られ、平均価格を下げているという、こういう指摘がござります。

今、本町には冬場の粗飼料として、やはりさとうきびのトップ、梢頭部ですね、これを以前から活用されているわけですけども、最近、ハーベスターのその青刈り収穫、これによって畜産農家に回るさとうきびの梢頭部が不足になっている。こういう苦情が畜産農家から出ているわけであります。やはりですね、耕畜連携においても、やはり今後こういった問題が必ず表面化してくると思うんです。また、やはりさとうきび農家と、そして畜産農家、こういった状態が続きますと、やはり畑の

流動化が起こってくる。やはりさとうきびの面積が少なくなってくる条件にもなりかねない。こういうことを危惧しているわけでございます。

そういうことで、その取組などはいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件についてはですね、先般も幹部、糖業振興会の役員集まっていただきて検討したりしたわけですが、実は、その飼料としての問題もあって、もう一つはですね、また糖度の問題もありましてですね、きびのですね、その梢頭部が混ざっているという件についての問題もありまして、やっぱりその前に飼料等の高騰もあるわけだから、耕畜連携という形でですね、畜産の方々との連携をもっと密にして、梢頭部をお願いして、そうすれば助かるわけなんですね、農家の方々もですね。それを密にしてやるべきだということで、その方法について検討しようという話し合いを今しているところです。早急にまた実行したいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） よろしくお願ひします。

日本の農業の生産力というのは外国から比べても優秀でございます。農地1ha要するに1町歩で何人の人を養えるかという統計がございまして、オーストラリアでは0.1人、アメリカでは0.8人、イギリスでは2.6人、フランスでは2.9人、そしてドイツでは4.5人、これに対して私たち日本は10.5人。いかに今の日本の循環農業がすばらしいかということがおわかりになるかと思います。

やはり、本町においては外界離島ですから、やはり耕作面積というのも限られています。やはり限られた面積をいかに有効に使い、そして反収を上げて優良作物をつくっていくかということが一番大事になってくるかと思います。これまでには本当に土づくりが原点になってくるかと思いますけども、この取組についてお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） その件につきましては、やっぱり御指摘のようにですね、こういう日本のような国土の狭い、あるいはまた1戸当たりのその経営規模面積が非常に小さいところは、今おっしゃるように集約的農業を推進していくかなければいけないということで、私どもも今、堆肥センターを核といたしまして、やはりその土づくり、それから土壤診断、そしてやはりあとは今度は水資源を活用する。それとあと、この気象災害を防ぐためにも今後はどうしても耕地防風林の推進をしていくといったようなことを進めながら、やはり最終的な目標は、やはり脱化学肥料、脱農薬だろうと思っております。

そういうことでの安心・安全の食料を生産をして発信していくということ

とを目標に、今この事業を進めできているところでございます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今課長が言いましたとおりでありますけれども、堆肥センターですね、牛の堆肥は与論だけなんですね、買い取ってやっているところ。ほとんどですね、隣もやっているわけですけれども、県の指導では、もうその買い取ることはもう駄目だという非常に強い指導があったんですが、それを買い取ってやっているということはですね、土づくりの基本にしたいということの考え方から、改めて補助金を出すより、頑張っておられる方からですね、堆肥を買って、その堆肥をまた代金の代わり完熟した堆肥を還元することによって、土づくりをしていただきたいという思いから、それをやっているわけであります。

そういう点も考慮した形で今やっているわけですが、もう一つは事業導入、土層改良のですね、事業導入を堆肥センターと同時に製品ができ上がる時期から、東区から始めているわけですけれども、今後それがまた古里地区に今進んでいるところですが、その土層改良もですね、その堆肥を十分に使ってやっていきたいと。土づくりと今、池田課長が言いました、その水対策ですね、この二つが、それとあと気象関係、この3つが、もう与論の大きな一番の課題だという考え方で進めてきていますし、また進めていきたいと思っています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 本当に堆肥センターの制度っていうのは、本当に鹿児島県でもないような制度でございまして、本当にいい制度だというふうに思っております。

また、やはり土づくりに必要なのが土壤の分析だというふうに思っております。これによってですね、過剰な施肥によるですね、環境への影響、こういったものを抑えることができるわけでございます。やはり、化学的に基づいた土づくり、こういったのがやはりこれからは大きな課題になっていくんではないかというふうに、このように思っております。

また、やはり過剰なる施肥を抑制することによってですね、町民の生命を維持する大切な飲料水の源泉、これは地下水でございますから、こういったものを汚染させない、こういうことにもなっていくと思思いますので、本当にこの土壤分析のですね、役割を大いに土づくりに果たしていかなければなというふうに考えております。

また、この間、水道課長さんの方からですね、御説明がありましたように、硝酸態窒素及びですね、亜硝酸態窒素、これが微量ではありますが、やはり上昇しているというふうにこの間お聞きしましたけども、やはり微量といつてもですね、やはりそれだけのものが混入しているということですので、やはり小さい数字であっても、やはり危機感を持った対処をしていかなければいけないというふうに考えてお

ります。

その辺りについて、水道課長いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 水道課長。

○水道課長（岩村安峰君） 硝酸態窒素、亜硝酸態窒素の状況については、先日に御説明したとおりでありますけれども、やはりこれが上昇しないということは、肥料を適正な肥料管理をするということだと思いますので、産業振興課と連携して、適正な施肥規定を守っていただくように指導していきたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） ひとつよろしくお願ひします。

次にですね、さとうきびについてお伺いしたいと思います。

さとうきびの平成22年度の新制度に向けての交付金の要件緩和が今進められているわけでございますけども、2月の12日の南海日日新聞の記事でございますけども、こちらの方にも、かなりの要件緩和があったというふうに書かれております。まず、認定農家が畜産や園芸などにも緩和されている、委託してもいいというふうになっているということと、あと刈り倒しや搬出の方も対象になっているということでございますけども。やはりこの80%ですね、特例要件の農家にとってはですね、一番の要は、再生産に必要な価格維持であるというふうに思っております。こういった小規模の農家さんというのは、やはり1トン2万円を下回れば、やっていけない。だから、これがね、なければもうさとうきび生産を止めると、こういう声が聞かれます。こういったやはり再生産に必要なですね、価格維持ができないと、これが保障されないと、やはり離農する農家もやはり増えてくるんじゃないかな。これによって、さとうきび生産維持ができなくなってくるんじゃないかなということを懸念しております。

そこでですね、今回のやはり要件緩和の中に畜産などの認定農家に委託しても、交付金の対象になるということが書かれておりますので、やはりこれを活用したですね、トップ落としも、やはり収穫も大事な作業の工程の一部でございますから、これも項目に入れてもらえるようしていただきたい、このように思います。もちろん畜産農家ですね、そのトップを委託すれば、要するに委託といいましても、お金を支払うわけではございません。これは、そのトップを現物支給ということになりますから、2万円丸々、生産農家が今までどおりやっていける、こういうことでございますので、是非ともですね、こういったことは国の方にですね、要請していただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） ただいまのこのさとうきびの品目別経営安定対策の要

件緩和でございますけれども、御指摘のとおり、これまで非常に厳しい内容の要件がありました関係で、全郡挙げて、これは何とかその要件緩和なり、あるいはこの制度の撤廃を要求してまいりました。しかし、なかなか国といたしましては、一度つくったものを、そう簡単に何もしないで撤廃することはできないと。一度してくれという御要望がありましたので、しかし、これでは、きびから離農する農家が多くなってくるということで、これまでにも何回も国の方に要望をいたしまして、先ほども申し上げましたように、これまでその基幹となるその受託者については、認定農業者は、そのさとうきびをつくっていて認定農業者であるということでありましたので、それは、ここにもありますように55名の農家しか対象にならなかった。しかし、今回すべての認定農業者ということになりますと、野菜や花、あるいは畜産農家を含めますと、大体125名の農家がこの対象になりますし、更には収穫面積1ha以上収穫をする農家についても、その受託者になれるということになります。それから、今さっきの収穫作業の中でも、前はハーベスターを想定した考え方で、刈り倒し、脱葉、搬出のこの一貫作業が一つの収穫作業としてのとらえ方だったんですけども、今回の要件緩和では、その認定農業者や1ha以上の収穫面積を持つ農家等がですね、刈り倒しだけ、あるいはまた搬出だけでもいいと。それから、さとうきびを手刈りで収穫する方ですよね、これは。そういう方でも委託可能になったということで、その制度の緩和がされてきております。

それでもまだ、非常に指摘がありましたように、これでも2分の1をどうしても作業委託をしないといけないとかありますので、今後、この基幹作業の中に中耕培土、それから廃土作業、病害虫防除、根切り廃土といったのがあるわけでござりますけれども、こういったものがある程度緩和をしてくれということで、今その基幹作業の中に、こういったものも入れていただけないだろうかということで考えております。

私、この前の国の制度の中では、その耕耘機で株出管理につきましては、株ぞろえ、根切り廃土、施肥、防除散布等の4行程が同時にできるということになっておりますが、それを耕耘機を使った作業も対象になりますということになってきておりますので、ここらあたりを更に進めてですね、今ある自分の持っているその作業機ができるように、そういう受委託ができるようにということを、今國の方にも要望をいたしておりますので、今度の25日にそういうもの、すべてこれまで私たちがもっとこの要望してきた、それから要件緩和なんかに、その2分の1という要件があるわけでございますが、これをできれば、その受託面積の割合を3分の1まで、現在のように3分の1の要件にしてくれんかという要望をいたしております。そういうことで、その4.5haの組織が必要になってくるわけでございま

すけれども、そこら辺りを全部足してできるような、あるいはまた農家が難しくとらえることがないようにということで、私たちも国の方に再三再四にわたって要望いたしました、ここまでは要件緩和を認めていただいたところでございますけれども、今後25日の最終回答がどういうふうになってくるか分かりませんけれども、その回答によりましては、それに基づいて今後は農家の方に、1戸1戸その相談をして、どちらかにA-1からA-4までの中に、その農家を分けていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） なるべくこの作業委託にですね、小さい小規模の農家がお金がかからないようなシステムをですね、是非とも国や県の方にですね、要請していただきたいと、このように思います。

次にですね、臨時職員について御質問いたします。

まず、第4次総合計画に基づくと、やはり将来ですね、何名の正職員にしていくかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私ども与論町とですね、同等のほかの地域と比べたときにですね、大体が64名ぐらいが適正なあればといわれているわけでありますけれども、私ども与論町の場合は、外界離島で広域とかそういうものが全然できない状況でありましてですね、一般の沖永良部ももうほとんど広域で両方でやっておるわけですが、与論の場合も全部がほとんど単独ということになるんで、そういう点がちょっと加算した勘定を考慮に入れまして、113名というのを今のところ目標にして、その今までの推移状況は、その目標以上に進んでおります。

以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この113名というのは、正職員の数でございますか。

○町長（南 政吾君） はい。

○1番（川村武俊君） 今ですね、やはり私は、臨時には臨時なりのやはりメリットがあると思うんです。例えばですね、臨時にしたら、やはり兼職もできますし、こういったやはり臨時のですね、メリットが活かせるような配慮が今後必要になってくるんじゃないかなっていうふうに思っております。ですから、何もですね、正職員と同じ勤務時間を設定するのではなくて、柔軟性のあるですね、時間選択もできるような形をとられればいかがかなっていうふうに思います。もちろん時間に融通が利きますと、いろんな仕事ができるわけですから、島内ですね、産業の方にもやはりその活性化にも影響が出てくる、このように思うわけであります。

それで、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点はですね、全くおっしゃるとおりであります、各課の都合もかんがみながらですね、ワークシェアリングという形の非常にいい、できる可能性のある問題でありますので、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） まあ、ひとつよろしくお願ひしておきます。

それで、臨時職員のやはり待遇の面についてでございますけども、これもですね、やはり私が思うのには、やはり各事業所とかですね、そういうたもので判断するのでなくて、やはり行政が率先してですね、各事業所に模範になるようなそういう待遇の設定というのが、やはりこれからは必要ではないかというふうに思います。やはり私どもは、「オシリーワンの島づくり」、こううたっているわけですから、やはりほかの町村とは違うようですね、メリハリの利いたものをですね、やはりしていかなければいけないんではないか、このように思います。

その点について、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりであります、今後気を付けて、また検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） ひとつよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（町田末吉君） 以上で、川村武俊君の一般質問を終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時51分

再開 午後01時59分

—————○—————

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続行です。

8番、喜村政吉君に発言を許します。

8番。

○8番（喜村政吉君） 自由民主党の喜村政吉でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

まずもって私一人の、しかも、たった1項目の質問のために皆様方の貴重な時間

を割いていただきましたことに、心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

午前中に質問された方々が午前中に、大変退職者に対するすばらしい餞別の言葉を申し述べられましたので、私の方から蛇足を申し上げる必要はありませんが、あえて一言申し上げさせていただきたいと思います。と申し上げますのは、退職者の中に私と同級生の2名の方が含まれておりまして、非常に感慨深いものがありましたですね、一言だけ御礼とお願ひをまた申し上げてみたいと思います。本当に一口に30年、40年と申し上げますが、本当にその間の御苦労は並々ならぬものがあったんじやなかろうかと思います。時には、もう仕事を放棄して辞めようかと思ったこともあったかも分かりません。しかし、様々な困難を乗り越えて、同じ職場で30年も40年もやってこられたことは、正に敬意に値するものだと思います。どうか退職者の皆さん、長年にわたり行政職の中で培ってこられました経験と知識を退職なされても、その各々の皆様方の立場におかれまして、しっかりとその知識・経験を活かしましてですね、各々の立場でまた更に町政の発展のために、島の振興発展のために尽くしていただきますことを心からお願ひを申し上げて、一般質問に入りたいと思います。

午前中に数名の方々が、様々な角度から議論を交わされたとおり、正に行政の果たすべき役割は、ゆりかごから墓場まで多岐にわたるものがありまして、そしてまた、一つの問題を解決しても、なお次の問題と、果てることがありません。与論言葉で言うならば、「しちあたいめえでえし、ちゃあしいたらじである」という正にやっても感謝の少ない、厳しい皆様方の職務ではありますが、どうぞ今後ともですね、多岐多様にわたる町民の命ある限り、そしてまた人間社会のある限り続く皆様方の職務を全うされんことを、心から念願をしておきたいと思います。この多種多様にわたる、いずれも解決を図っていかなければならない様々な問題の中でも、正に行政政治の要諦は、町民の生命・命を守る、すなわち危機管理能力、危機対応能力じゃないかと思います。

そういう観点に立ってみますときに、正に今私が一般質問で取り上げました新型インフルエンザというものは、私の薄っぺらな知識の中でも、一度感染発病すれば、正に猛威を振るい、数百万人という死亡率の高い恐るべきものだということが、マスコミ等あるいは、その識者等の間でも報道されております。

そういう観点に立ちますときに、正に我がこの外界離島のちっぽけな島に起きましては、そういう病気がひとたび発生すれば、行政の機能のマヒはもとより、町民の生活に様々な混乱を来すんじゃないかと危ぐしているところであります。

その意味におきまして、国や県、そしてまた我が本町におきまして、今どのような対策が講じられているのか。そしてまた、これから講じていくべき問題点は、ど

のようなものがあるのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザとは、鳥類などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるよう変化し、人から人に効率的に感染するようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患のことです。

世界保健機関（WHO）によりますと、現段階では、この新型インフルエンザの発生は、世界中の全域において認められないものの、近未来に世界的な大流行、いわゆる「パンデミック」が危惧されているところであります。このパンデミックにつながっていく前段階とされ、現在発生している高病原性鳥インフルエンザ患者の死亡率が約60%と極めて高いことから、ウイルスが新型に変異して流行した場合の死亡率もかなり高くなることが懸念されております。

このため、国においては、平成17年に厚生労働大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策推進本部」を設置し、関係省庁対策会議を経て、新型インフルエンザ対策行動計画を策定するとともに、具体的な準備として、抗インフルエンザ薬や鳥インフルエンザに対するワクチンの備蓄、国民への情報提供、新型インフルエンザ発生のシミュレーション訓練等を行っているところであります。

また、県においては、平成19年12月に鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、県下の各保健所や医療機関等の関係機関と市町村が連携した準備態勢の構築を急いでいる段階であります。

一方、本町におきましては、平成19年12月に、沖永良部2町と連携した感染症危機管理沖永良部・与論現地対策協議会を設置し、感染拡大防止対策や医療提供体制の確保、訓練活動、情報収集などを行っているところです。

なお、直面する問題として、新型の流行に備えた町独自の行動計画（ガイドライン）の策定、町内の関係機関・団体を網羅した対策協議会の立ち上げ、行政担当職員用の感染防護服等の対策物品の購入、町民への予防・啓発活動の徹底等々が必要であることから、これらの課題解決に向けて取組を急ぐ所存でございます。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 一番重要なことは、発生を、感染発病を予防するということだと思います。そしてまた、万が一発生した場合、いかにそれを抑えて完治させていくかということだと思いますが。この、今ワクチンの備蓄ということが言われたわけですが、国会等でかなりいろいろ議論を聞いてみますときに、まだそのワクチンのあれが十分じゃないような話を対応策がですね、厚労省の。というこを聞かされているわけでありますが、今現段階において、そのワクチンの備蓄というの

は、どういうふうになっているんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

ワクチンにはですね、プレパンデミックワクチンというのが現在準備されておりましてですね、プレといいますのは、事前にとかいう意味なんですけれども、要するに本番に効くようなワクチンじゃなくて、本番に効くワクチンというのは、実は、実際にその新型インフルエンザが発生してからじゃないとつくれないというのがちょっとありますですね、今備蓄されているワクチンといいますのは、いわゆるプレパンデミックワクチン。ある程度は効くだろうということで国の方でつくっているワクチンなんですけれども。

この備蓄のですね、条件について、私が持っている情報を申し上げたいと思います。国の方ではですね、通常1,000万人分のプレパンデミックワクチンを持っていると、備蓄していますという情報なんですけども。もう少し詳しく説明しますとですね、新型インフルエンザのこれは厚生労働省のホームページからとった情報ですけれども、新型インフルエンザの発生に備えて、政府及び各都道府県では、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っておりますと。治療薬として、タミフル、通常のインフルエンザに効く、今使われている薬ですけど、このタミフルというのが、ある程度効き目があるだろうということで。タミフルについて、政府で1,050万人分、それから都道府県分で1,050万人分、流通備蓄、通常の民間ルートで流通している分の備蓄分が400万人分、合計2,500万人分。それから、リレンザといいましてですね、これはタミフルとは別に、毎年流行する通常のインフルエンザ、冬によく流行しますけれども、この通常のインフルエンザの治療に用いられているノイラミニタカーゼ阻害薬というのが、ちょっと有効であるというふうにいわれております、これに関する分の商品名がリレンザというのがありますけども。このリレンザという分の備蓄分がですね、国の方で60万人分確保する予定であるというふうに聞いております。これは19年度中に60万人分を確保することのようです。

なおですね、予防投与用として、今のお話し申し上げたのとは別に、タミフルを300万人分備蓄しているというお話でございます。

以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） ただいまの備蓄の数字の状況から考えてみますときにですね、とてもまだまだその予防の措置という観点のワクチンが、我々末端の島民まで回ってくるというのは、これははるかに遠い話でないかと今ちょっと感じたわけであり

ますけれども。

私の記憶違いでなければですね、確かラジオだったと思うんですよ、まず真っ先にいろいろ接種の順番も検討しておられるみたいですね、国民と議論を交わしながら。まず最初には、医療関係の人たちを、既に済ませたという話をちょっと聞いたような感じがあります。そしてまた次には、いわゆる社会機能を維持していく、いわゆる地方の政治家とかそういう方たちのことであろうかと思いますけれども、そういう次の段階はそういう方たちがやっていくんだという話をちょっと聞いたような覚えがありますけれども。今私が申し上げたその情報に関して、知りうる限り、お答えいただければ幸いだと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

ちょっとその前にですね、新型インフルエンザの流行の段階といいますか、さっきの町長が申し上げたWHOが、どういう段階にあるというのを発表するんですけども、その段階ですね、実は6段階。新型インフルエンザが発生したというふうな段階ですね、フェーズという言葉で表しているんですけど、フェーズというのは局面とか段階とか、様相とかそういう意味なんんですけど。このフェーズ1からフェーズ6まで規定しておりますですね。今の段階は、フェーズ、そのちょうど真ん中のフェーズ3というところに当たります。どういう意味かといいますと、新しいですね、新型ウイルスによって人から人に感染する段階はフェイズ4なんですけれども、今はフェーズ3でございます。人から人の感染というのはないんだけれども、またあっても極めて限定されてて、大流行の危険は今のところはないという段階はフェーズ3、今の段階でございます。フェーズ4といいますのが、そのウイルスが突然変異を起こして、今のいわゆるよく聞く鳥インフルエンザが、鳥から人に移ったという話があります。世界でも400人ぐらいが、この10年ぐらいで起こっております。その中で人から人にいよいよ感染するのが始まったという段階がフェーズ4なんですけど、その段階に応じてですね、いろいろ予防接種についてのガイドラインというのを国がつくってて、県もまたそれに応じて計画をつくっていますけれども、それにあるのをちょっと紹介させていただきます。

鹿児島県が、平成19年12月につくりました、新型インフルエンザフェーズ4以降の各種対応ガイドラインというのがあります。その中で、フェーズ3における対応。接種対象者、プレパンデミックワクチンの接種の対象者ということです。現段階でいよいよ危ないのが近づいてきているという段階になりますと、そのときの接種対象者。新型インフルエンザの流行は約2カ月間続くと考えられていると。その2カ月間を中心に、県民の生活や社会機能を維持する医療従事者及び社会機能維

持者を対象とする。以下に対象者について示すが、職種の具体的な内容については、可否については今後、具体的に国が指針を示すことになりますということで、まず種類としてですね、医療従事者をまず一番目に挙げております。その考え方には、機能が低下した場合、国民の生命の維持に支障を来すということで、まずは一番目に医療従事者を優先して接すると。

それに続いてですね、社会機能維持者ということで、治安維持、治安が悪化して、そのために社会秩序が維持できなくなるという恐れがありますので、治安維持、具体的に警察官とか、消防士とか、あるいは自衛隊員、海上保安官、そういった職員のことを特別公務員のことをいうと思いますけれども、そういった治安維持の方々。

それから、ライフライン関係者、機能が低下した場合、最低限の国民生活が維持できなくなるということで、電気事業者、水道事業者、ガス事業者、石油事業者、食料販売関係者、いわゆるライフラインの関係者ですよね、そういうのが3番目になると。そして、今申し上げているのは、ちょっとランクとしてじゃなくて、医療従事者をまず一番目に挙げていまして、先ほど申し上げました治安維持、ライフライン、それと並んでという形でしようけれども、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者というのがまた次に項目があります。最低限の国民生活や社会秩序を維持するために、国会議員、地方の議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員、地方公務員の危機管理に携わる者ということになっております。

それから、その下、あと国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者ということで、情報不足によって、その社会秩序が維持できなくなることも想定されますので、報道機関あるいは重要なネットワーク、そういった事業管理を行う通信事業者ということになっております。

更に、輸送関係者。電気、水、ガス、石油、食料といったライフラインを維持するための必要な物資を搬送することも大切ですので、そういったことに備えた鉄道関係者、道路、旅客、貨物運送業、航空運輸業者、海運輸業者、そういったことに限定して、こういった方々を優先して接種するということになっております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 大変、なかなかその国や県、そしてまたいろんな町村段階でも、大変これはなかなか初めてのことでもあるし、大変難しい面がたくさんあるかと思います。

それでまた、一番はやはりその国や県とのですね、情報の連絡だと思うんですね。報道等によれば、去年の11月でしたかな、インドネシアでインフルエンザが感染したとき、ものすごくその情報の差が、各自治体等でいろいろ差があつたらし

いんですよ。もう一般に情報の共有度は西高東低で、正に、いわゆる鳥取とか佐賀県はもうすば抜けて進んでいて、すぐ担当者だけでなく全部が集まってその社会機能が維持できるようにすぐ体制を組んで話し合いまし、また取り組んでいく方法でも訓練もいろいろやっているということを聞いておりますが、その時点においても、大半の自治体がですね、自治体の方は、国がやってくれるだろう、あるいはまた国から何か言ってくるだろう。そしてまた一方の厚労省、国の方はですね、自治体も知っているだろう、また自治体の方から何か言ってくるだろうということで、この場合、昨年のインドネシアの件の場合は、全く厚労省からは情報は発信してなかつたということなんです。だから、そういう観点からとらえたときに、正に国や県とともにすごくそれは連携は必要であります、国・県頼りだけでは、なかなか難しい側面がありますので、町村あるいは自治体、自治体としてしっかりと独自のですね、情報整備もやっぱりきちっと持っておって、やっぱりしっかりと対応していくなければ、やはり誤った情報が駆け回ったときには、正にそのことによって町民もまた混乱を来し、また不安を高めていくわけでありますので、そういう情報の整備というものは、しっかりとといかなければならないと思いますけれども、この町民への予防・啓発活動をですね、まず進めていくと所信表明の中にもありましたけれども、具体的に、今度どういう形をとって、これを予防・啓発活動を進めていかれるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおりですね、やはり何事にも増して優先すべきは、情報の提供だというふうに考えます。情報がないことには、いつごろから、そのインフルエンザが流行ってくるのか。いつ流行して、今何人ぐらい発生しているのか、どういった対策をとらなくちゃいけないのか。役場だけでなく事業所も、それから個人個人も各学校もですね、非常に情報というのを誰よりもいち早く、どこの地域よりもいち早く入手したいのが当たり前のことございまして、情報の提供というのは非常に大事だと思っております。

一応ですね、私ども考えておりますことは、まず事前にしなくちゃいけないことは、その新型インフルエンザが発生するまでに、例えばどういったことをしなくちゃいけない、あるいは発生したときにどういったことをする、そういうことをですね、国と県の方では、もうガイドラインができておりますので。後は今どこの市町村もほとんどつくっておりませんけども、やっぱり市町村独自のですね、ガイドライン、そういうのをつくる必要があろうかと思っております。

今のところ、徳之島管内で永良部と与論3町で合同で連絡会議を持って勉強会、

あるいは情報提供の会を持っておりますけれども、やっぱりそれだけでは不足でございまして、いざとなりますとですね、やはり例えば患者さんを隔離したりですね、最悪の場合には、例えば飛行機も来ない、船も来ない。例えば、チャーター便で外に出すこともできない、そういう状況も十分想定されるわけでですね、どこまで、どの程度のことにつけていくのか、どの程度の恐れがあるのかというのを誰も予想できませんけれども、やはり最悪の事態まで想定して、私どもは取り組んでいかなくちゃいけないというふうに考えております。

そういう意味で、早急にですね、やっぱり医療機関の皆さん、各学校関係者の皆さん、すべて関係する団体がですね、組織として協議会をつくって、その中で一声掛ければすぐ集まって対策を練るというふうな体制をつくらなくちゃいけない。協議会の立ち上げですね。先ほど町長の答弁の中にもありましたけど、この協議会の立ち上げであるとか、事前に想定されることをすべて、お互いに知識を出し合ってですね、その対策を練つておいておくと、マニュアルを置いておくということを、まず取り組んでいきたいというふうに思っております。

もちろん具体的にはですね、事前に発生する前に、例えば具体的な話になりますけども、要支援の必要な方々がいらっしゃいます。ひとり暮らしのお年寄りであるとかですね、どうしても情報に遠い方々、そういう方々をまずリストみたいのをつくつですね、把握しておく。いざとなるときに、台風時でもそうですけども、そういう方々をしっかりと把握すること。

それから必要な物品ですね。やっぱり交通の便が遮断されると、いろんな物品、前もって確保しておくなくちゃいけない、食料がなくなるかもしれない、そういうことまで想定した物品の確保、特に食料ですよね。そういうところが必要になるかと思っております。

それから、いざ発生したときにはですね、やはりその発生の状況をですね、つぶさに町民の皆さんにお知らせしていく。もちろん事前の情報提供も必要ですけども、そして具体的なその食料については、例えば町の方で備蓄しておいて、それをどういったルートで、例えば自治公民館とかそういうのを通して、各小組合長を通じて配布していくとか、そういうところまで微に入り細に入れですね、やっぱり計画を練つておかなくちゃいけないというふうに考えております。

後、やはり基本的なことですけども、相談窓口。町の相談窓口は役場に置くのか、あるいは私どもの保健センターに置くのか、そういうところも、やはりしっかりと町民に、電話とかが錯そうしないようにですね、窓口を例えば保健センターに置くとかですね、そういう具体的な対策を講じていきたいというふうに思っております。

もちろん、今御提案のありましたように、事前の情報提供、分かり得る限りのですね、いろんなパンフレットであるとか、通常のインフルエンザと大体予防法は似てますけれども、通常のインフルエンザと違って、恐ろしいほどですね、今のところは死亡率ということを聞いておりますので、60%以上ということを聞いておりますので、そのまま新型インフルエンザが発生した場合、60%という確証はないみたいですが、本当に恐ろしいインフルエンザということで、今からしっかり準備をしてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 本当にひとたび発生すれば大変なことになると思いますので、是非とも予防、発生しないで抑えるということが、まず第一段階であります。そのために、あらゆる角度から全力を尽くしていただきたいと思いますし、また早め早めに立ち上げていってですね、町民にも正確な情報を提供すると、そういうことをしていっていただきたいと思います。

そしてまた、最悪の場合には、また発生した場合、どのようにするかというそういう対策も、きちんと国・県とも連携しながらしっかりと町村は町村独自としてのですね、対策を立ち上げていってもらいたいと思います。

新聞あるいはまた報道等からしますと、これは、ある鳥を介して起こるということをよく聞きます。あるいは渡り鳥等が、そこにおる養鶏場、また最近は、あれは愛知県かどつかでウズラの養殖場の関係の問題がありましたよね。

そこで、私が知る限りでは、我が与論島で養鶏あるいは卵等で生計を立てておられる方はいないとは思いますが、また個人的に、あるいは趣味、あるいは自家用で鳥等を養っている方は何軒かあろうと思いますけども、その島の実態状況。そしてまた、そういうものに都会であられる、地域でやっておられるように、そういう検査等もやったことはあられるのか、その辺の件をちょっとお聞かせ願います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） お答えいたします。

この今の鳥インフルエンザの問題でございますけれども、私どものこの農業政策の中でも非常に重要な問題でありまして、本町には今お話をありましたように、養鶏をされている方はいらっしゃいません。しかし、この渡り鳥ということでありますので、私どもの方でも非常に注意をして当たらなければいけないということで、農政部の中には、知事を本部長とした対策をつくり、そして農政部内に農政部長を中心とした対策本部をつくって、その下には各家畜保健所、私どものところは徳之島でございますけれども、徳之島管内の家畜保健所でそういった対応本部をつくってやっております。

それで、さっきのお話がありました本町のその調査の内容でございますが、これは一昨年調査したものでございまして、今年のものではありませんけれども、参考までに申し上げておきます。

今現在、本町では愛玩、それからメジロとか、そういうものを飼っていらっしゃる町民がいらっしゃいます、だいたい126の町民の方々が、チャボが56羽、シャモが182、鳥骨鶏が246、その他のさつま鳥が40羽、その他441羽、合計965。それからアヒルが17羽、愛玩用のハト、かごに飼っているハトが37、インコが20、その他43、合計100。全体合わせますと、1,068という愛玩といいますか、ニワトリを含めて、そういうふうな飼育状況でございます。

今現在、私どもの方からは、そういう野鳥が畠やら、そういういろいろな屋敷内等で死んでいるという通報があったときには、家畜保健所の方に電話を入れまして、そのままの状態で置いといてくれということで、その専門の先生、あるいはまた、うちの担当の職員をやって、素手でつかまないように適正な処理をして持ち帰って、鳥病原菌の調査等をした上で焼却処分ということで、今対応はしております。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 今のお話を聞きますと、取り立てて、それぞれの鳥を養っている方の検査等をやっているわけではないが、野鳥等また異状が発生したときには検査するということですね。異状がなければ、別に野鳥が死んでおったり、どつかの鳥が死んだりしなければ、別に大丈夫ということですか、検査をしなくても。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） 一応持ち帰って、保健所の方で検査をして、その上で判断をするということになっています。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 別にその鳥が、いわゆる死んではいなくても、病気みたいな感じでおかしいとか、死んどったらもちろんですね。そういう異状のあったときの対応で十分間に合うと。以前にまた、そういう検査とか調査とかしなくともという理解でよろしいですか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（池田一郎君） それは、もしその飼っていらっしゃるニワトリとかそういうのが異状があるということで、どうしても診断を受けたいということであれば、獣医師の方に連絡をいただければ、その方の検査はまた獣医師、あるいはま

た県の家畜保健衛生所の方で対応することにしてあります。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） その辺のところがですね、一番難しい点だと思うんですよ、初期段階で、できるだけことが大きくならないように抑えるという意味でも、その発生源とかそういうものをですね、今様々に都会等でもいろいろなことが報道されたりしておりますけども、やっぱり万全の危機管理という点からですね、そういう状態でいいのか。また、関係機関とも十分検討をされてですね、その調査というものは、もちろんそれを飼っている方々の意識、そしてまた町民全体にそういうことをびしっと認識させることが一番重要じゃないかと思うわけですよ。普通の町民は、大体そういう医学や医療、そういうことに関してのね、知識というものはそんなに持っていないと思うんですよ、専門分野でありますからね。まずは自分がその病気にかかりったり、いろんな直接痛みがあって初めていろんな医療につながっていったりいろんなことがあるわけありますからですね、そういう意味では、なかなかその初期段階でその情報発信への状況、予防という観点からとらえたとき、もっと何かきっちとしたその体制を確立しなければ、なかなか後手になる危険性もあるんじゃないかと私は大変危ぐしておりますが、その辺はどのように認識されておられるのか、またどう対応されていかれるのかお伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この鳥インフルエンザについて、その前にですね、非常にサーズの問題で、もう全世界が大騒ぎした経験があるわけでありますけれども。このインフルエンザが島に発生する可能性というのは二通りあると思うんですね。いわゆる渡り鳥が持ってくるのと、もう一つは、隣、沖縄国際空港となっていますんですね、外国から旅行者が持ってくると、二通りあると思うんです。その二通りを想定して考えてみたときに、どうしてもこの今問題言われましたその情報ですね、それが発生したとき、また、それを周知させること、それに対応できる機関、この3つが非常に重要なことです。

こっちで例えば渡り鳥が死んでいると、それを調べるのに4、5日もかかるって旅に送ってでは話にならないと思いますので、その点も含めましてですね、今後、対策協議会の方で検討させていただきたいと思います。

今まで実際問題として、ただ表面的な対応のあれはやってきているわけですけど、本格的なあれをやっていませんので、今後はですね、早急にその対策していくたいと。

このとおり、インフルエンザについては、もう四季を通じていくるか分からぬということだそうでありますのですね、普通のインフルエンザは冬というのが

相場になっているわけですけど、いつ来るかわからないという状況でありますので、早急にその点はまた検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 普通のインフルエンザでもですね、本当にいわゆる耐性ができる、なかなかそのタミフルとあれがワクチンをしても効かないということがあって、昨年でしたか、町田の東京の病院でも、100人ほど感染したりしたときの問題も指摘されております。正に、そういう面からすれば、やはり初めての鳥インフルエンザというものが本当に発生した場合は、やはりまだ未知の分野が一杯やっぱりその専門家の中にもあるわけでありますので、大変混乱を来すと思いますので、是非可能な限りですね、発生の予防、そして発生した後の対応策というものを十分国・県と連携をしながら、そしてまた町独自の情報網、それを張りめぐらしてですね、きっと先取りして前もって対応できるように取り組んでいただきたいと思います。

どうか行政の果たすべき役割というものは本当に多岐にわたり、財政難の中、経済浮揚も、そしてまた教育も医療、あるいはまた環境問題も、たくさんございますけれども、やはり究極的には生命・財産。正に命を守ることなくしては、すべてのものが消え去ってしまうわけでありますので、是非とも、この分には十分に予算の確保も図っていただいて、しっかりと今度の危機に対応できるように取り組んでいっていただきますことを強く要請申し上げて、私の質問を終わります。

貴重な時間を本当にありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 8番、喜村政吉君の一般質問は終わりました。御苦労様でした。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月23日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

定刻まで御参考をお願いします。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後2時39分

平成 21 年第 1 回与論町議会定例会

第 4 日

平成 21 年 3 月 23 日

平成21年第1回与論町議会定例会会議録
平成21年3月23日（月曜日）午後3時50分開議

1. 議事日程（第4号）

開会の宣告

第1 議案第27号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第2 議案第28号 業務委託契約について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）

第3 議案の委員長報告及び討論採決

○予算審査特別委員長

1 議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2 議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算

3 議案第17号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算

4 議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算

5 議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算

6 議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算

7 議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

8 議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算

9 議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第4 陳情の委員長報告及び討論採決

○総務厚生常任委員長

1 陳情第1号 国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について

追加日程第1 発議第1号 国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書

第5 閉会中の継続審査、調査申出について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会

議會議員定数等調査特別委員会

2. 出席議員（12人）

1番 川村武俊君

2番 林隆寿君

3番 供利泰伸君

4番 福地元一郎君

5番 喜山康三君

6番 本畠敏雄君

7番 坂 元 克 英 君	8番 喜 村 政 吉 君
9番 野 口 靖 夫 君	10番 麓 才 良 君
11番 大 田 英 勝 君	12番 町 田 末 吉 君

3. 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（15人）

町 長 南 政 吾 君	教 育 長 田 中 國 重 君
総務企画課長 元 井 勝 彦 君	会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君
税 务 課 長 沖 吉 明 君	町民福祉課長 沖 野 一 雄 君
清掃センター所長 杉 田 恵 孝 君	産業振興課長 池 田 一 郎 君
商工観光課長 久 留 満 博 君	建設課長 高 田 豊 繁 君
教委事務局長 野 田 俊 成 君	水 道 課 長 岩 村 安 峰 君
与論こども園長 林 健 君	茶花保育所長 岩 山 秀 子 君
那間こども園長 高 田 りえ子 君	

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 徳 君

開議 午後3時50分

-----○-----

○議長（町田末吉君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第27号 与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第1、議案第27号、与論町死亡獣畜処理センターの設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひいたします。

議案第27号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の提案理由を申し上げます。

従来、家畜の死亡獣畜処理センターについては、奄美農業協同組合与論事業本部
が運営していましたが、資源リサイクル畜産環境整備事業の導入に伴い、今後、与
論町が事業主体となり運営するため、条例の一部改正を行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員
会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、
委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、与論町死亡獣畜処理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第28号 業務委託契約について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）

○議長（町田末吉君） 日程第2、議案第28号、業務委託契約について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第28号、業務委託契約について、提案理由を申し上げます。

与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業について、西日本電信電話株式会社鹿児島支店、今福等と業務委託契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、業務委託契約について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、業務委託契約について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）は、可決されました。

-----○-----

日程第3 議案の委員長報告及び討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案の委員長報告及び討論採決であります。議案第6号及び議案第16号から議案第23号までを一括して議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。10番。

○予算審査特別委員長（麓 才良君） ただいま、議題となりました「議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算」、「議案第17号 平成21年度与論国民健康保険特別会計予算」、「議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算」、「議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算」、「議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算」、「議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算」、「議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第6号について申し上げます。当委員会を3月13日、金曜日に委員会室で開催し、委員全員と議長が出席、当局から税務課の沖課長、池田係長、町民福祉課の沖野課長、仁禮係長、総務企画課の元井課長、沖島係長、それに参考人として国民健康保険運営協議会の瀧正夫会長の参与を求め、説明を受け、質疑を行い、審査をいたしました。

当局による主な説明内容については、次のとおりありました。

国民健康保険特別会計の平成19年度決算は、5,461万円の歳入不足・赤字となり、一般会計から繰り入れて対応した。平成20年度の歳入不足・赤字見込みも7,300万円となるため、財政調整基金からの繰入れで対応する予定である。財政調整基金は、21年度予算に繰り入れした後の残額は1億5,830万円であるが、特別会計の補正予算に振り向ける分と20年度国保会計の赤字補てん分の7,300万円を差し引くと、実質530万円しか残らず、極めて厳しい財政状況にある。

一方、医療費は年々高騰しており、19年度は6億2,031万円となっている。

そこで、医療費の高騰と財政状況のひっ迫から、やむなく平成21年度は2,800万円相当額の税率アップを図るものである。

また、現在の見通しでは、今後も引き続き年次的に税率の改定を検討しなければならない状況である。

なお、保険税の引上げについては、早めに町民への説明会をもちたい。

次に、参考人からも運営協議会の審査状況等について説明を求めたところ、国民健康保険特別会計は、医療費に対する財源が不足しているため、19年度から町財政に依存するという大変厳しい運営を余儀なくされている。一方、町財政も大変ひつ迫しているため、財源不足分のすべてを補てんしてもらうことは困難な状況にあることや、税率改定については、平成12年度に介護保険納付金分が導入されて以降は8年間見直しがされていないことから、厳しい経済情勢下にはあるが、大変苦渋の思いで決断をしたとの報告がありました。

また、委員からも厳しい社会情勢下での税率アップへの懸念が示された。特に、税率をアップすることで、逆に収納率が悪くなつて、調整交付金のペナルティーを受けるおそれはないかとの質疑があつたが、当局からは関係者に対して十分に説明し、そうならないよう努力するとの答弁がありました。また、11年間税率を据え置いてきたために、今回の厳しい社会情勢下でのアップとなつたのではないかとの指摘や、今後医療費抑制のための予防措置を講じながら年次的に税率を引き上げていくべきではないかとの意見も多々ありました。さらに、一般会計の事業を削減しても、税率アップを抑えるべきではないかとの指摘もありました。

当局の答弁としては、道路建設事業を中止してしまうと、この事業は主に国保関係者の所得につながつていると想定されるので、かえつて経済を圧迫することになつしまうとのことでした。

なお、今回の税率アップと今後見直しを行うに当たつては、十分に説明責任を果たすよう特に強い要請がありました。とりわけ、軽減措置を受ける世帯等に対しては、丁寧な対応をするよう要望があった。

以上が議案第6号に関する審査の主な内容であります。

当委員会は、表決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号から議案第21号までの「平成21年度予算」について、申し上げます。

当委員会は、3月13日（金）・16日（月）・17日（火）に議場において開催し、委員全員と議長の出席の下、当局からは各課等ごとに課長・課長補佐・係長等の参与を求め、審査をいたしました。

なお、審査の内容については御承知のとおりであります。また、表決については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。その結果については、配布しました委員会報告を御参照ください。

なお、当委員会では、付帯意見を議会の意見として町当局へ申入れをされるよう決定いたしましたので、お取り計らいをお願いいたします。

付帯意見。

地方自治体は、議会の議決を経た基本構想に即して、総合的かつ計画的な行政運営を図らなければならない。

また、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められている。

なお、平成21年度は厳しい社会経済情勢の中、国民健康保険税の増額改定など、町民への負担増を求めることになり、忍びがたい決断をすることになった。

そこで、町の行財政の運営に当たっては、次の事項に留意すること。

1 情報公開による透明性の向上に努め、説明責任を果たすこと。

(1) まちづくり懇談会や国民健康保険税率の改定についての説明会の開催については、自治公民館連絡協議会や各団体との連携を図り、町民に対し十分に説明が行き届くよう配慮すること。

(2) 国民健康保険税の軽減措置等の救済的な施策については、戸別訪問による説明を行うなど、適切な配慮をすること。

(3) 国民健康保険特別会計をはじめ、町の財政状況の見通しについて、早めに町民に説明をし、課題を共有すること。

2 効果的な行財政の運営を図ること。

(1) 町民に負担増を求める際は、所得向上につながる施策を講ずるなど、行政運営の配慮をすること。

(2) 特定健康診査の受診率向上に努めるなど、予防医療の充実を図り、総合的かつ積極的に町民の健康増進に努めること。

(3) ゼネリック医療品の啓発に努めるなど、医療費の軽減策を推進すること。

(4) 厳しい財政状況の中、未収金の徴収に配慮するなど、留保財源の確保に努め、適切な財政運営を図ること。

以上で、予算審査特別委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 予算審査特別委員長の報告は終わりました。

予算審査特別委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、予算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第6号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第6号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

この採決は、起立によって行います。「議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（町田末吉君） 起立全員です。したがって、「議案第16号 平成21年度与論町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第17号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第17号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第18号 平成21年度与論町老人保健特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第19号 平成21年度与論町介護保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第20号 平成21年度与論町と畜場特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第21号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第22号 平成21年度与論町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、「議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第23号 平成21年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員長から報告のあった付帯意見を議会の意見として決定し、町当局に申し入れることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員長から報告のあった付帯意見を議会の意見として決定し、町当局に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第4 陳情の委員長報告及び討論採決

○議長（町田末吉君）　日程第4、陳情の委員長報告及び討論採決であります。「陳情第1号　国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について」を議題とします。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。10番。

○総務厚生常任委員長（麓　才良君）　ただいま、議題となりました「陳情第1号　国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について」、当委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会を、3月18日、第1委員会室で全委員出席の下、開催いたしました。

本町においても、国保税の税率アップをしなければならないほど、財政負担がひつ迫しております。今日の厳しい経済状況の中、被保険者の負担を軽減し、国民皆保険制度を実現し、安心して暮らせるためには、国庫負担率の見直しが求められているところであります。

当委員会においては、本陳情は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（町田末吉君）　総務厚生常任委員長の報告は終わりました。

総務厚生常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、「陳情第1号　国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　討論なしと認めます。

これから、「陳情第1号　国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について」を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君）　異議なしと認めます。したがって、「陳情第1号　国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書の採択要請について」は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時15分

再開 午後4時16分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

○議長（町田末吉君） お諮りします。ただいま、お手元に配布のとおり、麓 才良君から意見書案の提出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号、「国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書」提出の件として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第1を議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書提出の件

○議長（町田末吉君） 追加日程第1、発議第1号、国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書提出の件を議題とします。
本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第1号、提出者、与論町議会議員 麓 才良。賛成者、与論町議会議員 野口靖夫。同じく賛成者、与論町議会議員 喜村政吉。

国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案の理由を申し上げます。国民健康保険は、すべて国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとした日本国憲法第25条の規定を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するためのものとして制度化されましたが、国民健康保険法の改正によって、国保への国庫負担率が削減された結果、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は、1984年度の49.8%から2005年度の30.4%に減っています。特に金融危機の影響で経済が低迷する中で、町民生活は極めて厳しい状況となっており、国保加入者の貧困化や滞納者の増加が懸念されます。国民皆保険制度を実現するためにも、国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを強く要望し、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出しようとのあります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、「国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、国民健康保険の国庫負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書提出の件は可決されました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査申し出について

○議長（町田末吉君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回与論町議会定例会を閉会します。
御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後4時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 川村武俊

与論町議会議員 林 隆寿